

第九十六回国 参議院外務委員会 會議録 第四号

昭和五十七年四月八日(木曜日) 午前十時十五分開会

委員の異動

四月八日

兼任

安孫子藤吉君

補欠選任

板垣 正君

出席者は左のとおり。

委員長

稲嶺 一郎君

理事

鳩山威一郎君

松前 達郎君

渋谷 邦彦君

委員

板垣 正君

中山 太郎君

夏目 忠雄君

秦野 章君

細川 護熙君

宮澤 弘君

田中寿美子君

戸叶 武君

宮崎 正義君

立木 洋君

木島 則夫君

山田 勇君

国務大臣

櫻内 義雄君

政府委員

伊達 宗起君

田中 義具君

都甲 岳洋君

木内 昭胤君

外務大臣官房長 外務大臣官房審議官 外務大臣官房外務参事官 外務省アジア局長

浅尾新一郎君 枝村 純郎君 加藤 吉弥君 深田 宏君 栗山 尚一君 門田 省三君 橋本 恕君 山本 義彰君 澤田 和彦君 三井 康有君 遠藤 実君 藤田 公郎君 遠藤 哲也君 長谷川善一君 真鍋 武紀君 島田 隆志君 梶谷 陽一君

事務局側
 常任委員会専門員
 防衛庁防衛局防衛課長 澤田 和彦君
 防衛庁防衛局調査第二課長 三井 康有君
 外務省経済局外務参事官 遠藤 実君
 外務省経済協力局参事官 藤田 公郎君
 外務省国際連合局外務参事官 遠藤 哲也君
 文部省学術国際局エネスコ国際部留学生課長 長谷川善一君
 水産庁海洋漁業部国際課長 真鍋 武紀君
 資源エネルギー庁長官官房飯業課長 島田 隆志君
 郵政省郵務局国際業務課長 梶谷 陽一君

説明員
 外務省北米局長 浅尾新一郎君
 外務省中南米局長 枝村 純郎君
 外務省欧亜局長 加藤 吉弥君
 外務省経済局長 深田 宏君
 外務省条約局長 栗山 尚一君
 外務省国際連合局長 門田 省三君
 外務省情報文化局長 橋本 恕君

○委員長(稲嶺一郎君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

○千九百八十年の国際コリア協定の締結について承認を求め、第六次国際コリア協定の締結について承認を求め、千九百八十一年九月二十五日に国際コリア理事會決議によつて承認された千九百七十六年の国際コリア協定の有効期間の延長の受諾について承認を求め、アジア太平洋郵便条約の締結について承認を求め、日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求め、日本国政府とパングラデシュ人民共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求め、日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求め、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求め、(内閣提出、衆議院送付)

○国際科学技術博覧會政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○国務大臣(櫻内義雄君) ただいま議題となりました千九百八十年の国際コリア協定の締結について承認を求め、千九百七十五年の国際コリア協定にかかわるものとして、昭和五十五年十一月十九日に、ジュネーブで開催された国際連合コリア會議において採択されたものであります。

この協定は、緩衝在庫の操作によつて国際市場におけるコリアの価格の変動を防止し、もつて、コリア生産国の輸出収入の安定を図ること及びコリア消費国への十分な供給を図ることを目的としております。コリア協定として最初の千九百七十二年の国際コリア協定以来締約国となつていたわが国がこの協定を締結することは、コリアの価格の安定に寄与するとともに、開發途上にあるコリア生産国の經濟發展に引き続き貢献する等の見地から有意義であると考えられます。

よつて、ここに、この協定の締結について御承認を求め、次第であります。

次に、第六次国際コリア協定の締結について承認を求め、千九百八十一年九月二十五日に承認された千九百七十六年の国際コリア協定の有効期間の延長の受諾について承認を求め、アジア太平洋郵便条約の締結について承認を求め、日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求め、日本国政府とパングラデシュ人民共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求め、日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求め、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求め、(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(稲嶺一郎君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

千九百八十年の国際コリア協定の締結について承認を求め、第六次国際コリア協定の締結について承認を求め、千九百八十一年九月二十五日に国際コリア理事會決議によつて承認された千九百七十六年の国際コリア協定の有効期間の延長の受諾について承認を求め、アジア太平洋郵便条約の締結について承認を求め、日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求め、日本国政府とパングラデシュ人民共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求め、日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求め、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求め、(内閣提出、衆議院送付)

○国際科学技術博覧會政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

この協定は、本年六月三十日に終了する第五次国際コリア協定にかかわるものとして、昭和五十六年六月にジュネーブで開催された国際連合コリア會議において採択されたものであります。

この協定の内容は、累次の国際コリア協定同様、緩衝在庫の操作と輸出統制によつて国際市場における市場価格の変動を防止し、もつて、コリア生産国の輸出収入の安定及び消費国への十分な供給を図ることを目的としております。

第二次国際コリア協定以来、累次のコリア協定の締結によりわが国が、この協定に加盟することは、コリア貿易に關し消費国としてのわが国の立場を反映させる上で、また、東南アジアを中心とす

るはず生産国の経済発展に引き続き協力するとの観点から有意義であると考えられます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

次に、千九百八十一年九月二十五日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百七十六年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求める件につきまして提案理由を御説明いたします。

昭和五十年に作成されました現行の千九百七十六年の国際コーヒー協定は、国際市場におけるコーヒーの価格の変動を防止し需給の均衡を図るための仕組みにつき定めておりますが、この現行協定が昭和五十七年九月三十日に失効することとなっておりますので、昭和五十六年九月にロンドンで開催されました第三十六回国際コーヒー理事会において、その有効期間を一年間延長することが決議されました。この有効期間の延長は、現行協定の修正または更新についての交渉に時間的余裕を与えらるるとともに、現行協定のもとのコーヒーに関する国際協力を継続するためのものであります。

わが国がこの有効期間の延長を受諾することとは、安定的なコーヒー貿易の維持に資するとともにコーヒー生産国の経済発展に引き続き貢献するとの見地から有意義であると考えられます。

よって、ここに、この有効期間の延長の受諾について御承認を求める次第であります。

最後に、アジア太平洋郵便条約の締結について承認を求める件につきまして提案理由を御説明いたします。

この条約は、万国郵便連合憲章に基づく限定連合の一であるアジア太平洋郵便連合の基本文書でありまして、昭和五十六年三月二十七日に、ジャバカルタで開催されました第四回大会議において現行の条約にかわるものとして作成されたものであります。

この条約は、アジア太平洋地域における郵便業務に関する協力を促進すること等を主たる目的とするもので、連合の組織、加盟国間の通常郵便業務等について規定しております。

この条約は、昭和五十七年七月一日に効力を生ずることになっております。

わが国がこの条約を締結することにより引き続き連合の活動に参加することは、この地域の諸国との国際協力を促進する見地から有意義であると考えられます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

以上四件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認あらんことを希望いたします。

○委員長(稲嶺一郎君) これより質疑に入りませう。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○松前達郎君 ただいまの三つの協定に関してまず最初に質問をさせていただきたいと思っております。いまの協定はいま大臣から説明のごさいますたコリア協定、すず協定、この二つの協定については性格的に非常に共通したような内容の協定であろう、こういうふうな私理解をしておりますが、それはどういふことかといふと、安定供給等も含めた基本的な構想の中で緩衝在庫制度が導入をされておる。それともう一つのコーヒー協定、これについては方法が多少異なっております。輸出割り当て制度を採用している、こういうふうなことだろふと思っておりますが、緩衝在庫制度の採用あるいは輸出割り当て制度の採用、この二つの方法がこの三つの協定の中にあるわけですね。それぞれ異なる方法をとっているかということだろふと思っておりますが、この二つの制度の相違について、どうしてこういうふうな二つ変わったものが採用されているのか、それについて外務省の見解をまずお聞かせいただきたいと思っております。

○説明員(遠藤実君) 先生御指摘のとおり、この三つの商品協定には緩衝在庫の方式、それから輸出割り当ての方式、それに緩衝在庫と輸出割り当てを両者を併用いたしました方式とそれぞれ三つ

異なった方式を採用しております。そこで、商品協定ができるだけプライスマカニズムを活用しながら需給ないし価格の安定を図るといふ意味からいいますと、私どももいたしましてはできるだけ緩衝在庫の方式が望ましいというふうな考えでいるわけでございます。しかしながら、緩衝在庫につきましましては、商品によりましては非常に巨額の緩衝在庫を持つための支出が必要であるとか、それからまた伝統的に緩衝在庫よりは輸出割り当ての方式によつていふか、そういう沿革的な経緯等がございましてこういう異なる方式を採用するに至つては理由がございまして。特にコーヒーは、これはかねてから輸出割り当ての方式によつていふか、これが一つの特徴でございまして、コーヒーにつきましまして緩衝在庫を持つというとなつたとき、その貿易量等に比べて大きな緩衝在庫、したがって巨額の資金を必要とする、そういうことにならうかと思っております。

○松前達郎君 すずの協定の方は、アメリカがこの協定に加盟するといふこと、最近加盟したわけですね。それで、その理由としてすずというものが戦略物資であるといふことからアメリカの場合、備蓄とかそういうものも含めていろいろ事情があつたといふふうな理解をしております。すず協定の場合には緩衝在庫制度がまず正面に打ち出されておるのですけれども、その上に輸出統制というものも考えられるといふことが言われているのですけれども、これは戦略的な意味を持つていふか、これが前に出てくるわけですが、その戦略といふこととの関連があるのかどうか、その点について御説明いただきたいと思っております。

○説明員(遠藤実君) 確かにすずは米国の戦略備蓄の対象にはなつております。なつておりますけれども、直接国際すず協定との関連でそれが障害になつたといふことはなないといふふうな理解しております。むしろ戦略備蓄が協定の運用と全く独立に、しかも協定の運用を阻害するようないかうで戦略備蓄が運用されますと、いろいろ問題も起こつてくるということで、協定の中でもそういう手当てをしようといふふうな考えでいたわけでございますけれども、その場合にアメリカが入らないといふことになりまして、この協定との関係でアメリカが戦略備蓄を操作する場合に、この協定の枠内で協議するといふ義務はなくなるわけですけれども、ただ実際上はアメリカとしては、この協定の運用を害するような戦略備蓄の操作はしないといふふうな言明していると思つております。

○松前達郎君 そうしますと、戦略的な意味でないといふふうな受け取つていいということになりますけれども、いまの三つの協定で最も関係の深い国、これは輸出入の量という点になると思いますが、最も影響するといふか、関係の深い国といふのは一体どういふ国々が関係を持つのか。

○説明員(遠藤実君) 御案内のように、すずの主要生産国は特にASEANに集中しております。世界生産量のうちASEAN諸国がシェアで六四％を占めます。わけてもマレーシアが三〇・八％で、これが最も突出した生産国であります。さらにそれに続きましてタイの一六・九％、インドネシアの一六・三％と、これは一九八〇年の一部推定が入ります。国際すず理事会の統計月報によるものでございます。これが生産でございますが、輸出につきましてもやはりマレーシアが一位を占めております。他方、消費の方は、これはアメリカ、日本の順でございまして、アメリカが二五％、日本が一七・六％を占めております。

が入ってきていますので輸出統制という問題、これが戦略的な意味に使われないということがやはりここで一番重要なことじゃないか。せつかく緩衝在庫制度を導入しても、その辺が崩れてしまうと非常に問題が出るのじゃないか、こういうふうにも思っただけです。戦略的な意味を含まないというふうに解釈をするということであれば結構だと思います。

協定についてはそのくらいにしまして、次に米國とソビエトの核戦力の問題、これについてお伺いしたいと思うんです。それと同時に、最近ではアメリカのレーガン政権が言っているのは、ソビエトの核戦力の方がアメリカより優位にあるんだというふうなキャンペーンをしながら、国内対策あるいは国際的な方針を打ち出している。ですから、米ソの核戦力についての認識と、さらにその中で語られておりますソビエトの脅威という問題ですね、こういうふうな問題についてお伺いをいたしたいと思うんです。

総理が参議院のこれは五日の予算委員会の総括質問だったと思いますが、アメリカとソビエトの核戦力の比較について、核弾頭の数あるいは配置ですね、こういうものから見ますと現状ではソ連が優位であると、こういうふうな述べられておられるわけですが、それがいまして、レーガン大統領が推進をいたしております核弾頭の大増産計画、これについては核バランスから見た上ではやむを得ないんじゃないかと、こういうふうな総理がおっしゃっておられるわけですが、この点について外務大臣はどういうふうな見解をお持ちでしょうか。
○国務大臣(櫻内義雄君) 米ソ間の核戦力についての見方がいろいろあると思います。私は、当面最も関心の持たれるヨーロッパ地域においてどうかということについては、ソ連が優位だということの方が多いうように聞いておるわけでございます。いずれにしても、レーガン大統領としては東西の軍事力の均衡、そしてその均衡についてはオタワ・サミット以来各国が、特に西欧諸国が低いレベルでの均衡ということを主張しておりますので、そのことも念頭に置いての均衡ということを

で、そのことも念頭に置いての均衡ということをレーガン大統領は考えておるのではないかと。アメリカも対ソの対話ということの必要性があると、こういうことで、現に中距離核戦力の削減交渉に際しておるわけでありまして、レーガン大統領も低いレベルの均衡ということも考えておられるものと思うのであります。こういうレーガン大統領の考え方については、いわゆる核抑止力の見地からいたしまして日本としても理解を持っておる、こういう次第でございます。

○松前達郎君 先ほど私が申し上げました総理の答弁でございますが、これと同時に防衛庁の方では、これはたしか塩田防衛局長がおっしゃったのだと思うんですが、ICBMとかIRBM、これらに関してはこの発射基地、サイロの数、これはソ連が優位である、これは人工衛星からの情報で恐らく確認されていることだと私は思います。しかし核弾頭はアメリカの方が種類が非常に多い、数も多い、さらに長距離爆撃機などではアメリカの方が優位であろう、こういうふうな言われておられるわけですが、ですから、脅威というものが一体どっちが優位かというのはいろいろな見方があるかもしれないんですが、私はどうもいまの総理の言われたような認識というものは、アメリカの脅威の説明をそのまま受け入れているんじゃないかと、こういうふうな考えているわけですが、最近になりましていろいろなアメリカの関係者の方から決まるといってはいないという、アメリカが劣勢ではないということも言われ出した。ですから、決して現状ではアメリカが劣勢だと考えておられないわけなんですかね。こういうことについては外務省の方は情報としてどういうところからとらえているのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思うんです。

○政府委員(淺尾新一郎君) いま大臣も答弁されましたように、米ソの核戦力の比較をどう見るといふことは、やはり当事者同士でないとなかなか正確なところはわからないわけでございます。ただ私たちが理解しているところ、それは仮に、

現在米ソの間である種類の核戦力について不均衡があるにしても、いまの趨勢を続けていくと一九八〇年代の中葉においては、やはりアメリカがソ連に核戦力の面で劣っていくということから、現在の政権は国防力の充実の一つの柱として核戦略の近代化というものを図ってきている、こういうふうな考えております。これについてはアメリカの国民も、いろんな世論調査がございますけれども、やはりレーガンの国防政策については、八一年の三月から八二年の二月までの統計がございまして、支持率が三月では六四%、それから同年の六月では五七%、十月六一%、それから本年の二月五五%ということで、下降はしておりますが依然としてレーガンの国防政策を支持しているということがあるのではないかと思います。

○松前達郎君 その辺が、支持する、しないという判断の基礎になるのがやはり提供されている情報だと思っております。これについて果たしてつくられた情報なのか、あるいは正確に発表された情報か推定しているのか、その辺が非常に大きな問題なんです。ICBMなどについては比較的はっきりしていると思うんです。ソ連の場合ですとSS16というのからSS20までの間で、わりと近代化されたICBM、これが配備をされているわけですが、まあSS16というのはSS20と組み合わせてプーラスターの役目をするということですから、アメリカのミニットマンというミサイルがありまして、これとほぼ同じようなものであります。現在は、ソビエトはこれについては配備をしていないらしい。SS17というのが大体百五十機、SS11にかわってサイロに収納をされているとか、SS18というのがやはり三百六十基現在配備中である。SS19、これは一九八一年に配備を完了している、この数は三百二十基。この数が正しいかどうかはわかりませんが、大体そういう状況だというのがはつきりしているわけですね。で、SS20は、これはいま問題になっている中距離のミサイルですが、ヨーロッパに百八十基以上配備されている、こういうふうなことが発表をされて

いるわけですね。そしてソビエト側の発表だと、一九八一年十一月現在で、西側向けのミサイルがSS20を含めて、これは中距離ミサイルのグループだと思えますが、全体で五百十四基を配備しているんだと。ICBMのサイロの数が、一九七二年の五月にSALT I、この時点で大体九百七十基。さらにその時点で建設中が六十六基、これはソビエトのミサイルのサイロですけれども、そういう状況であったのが、現在ではSS11用のサイロがほとんどSS17と19に置きかえられてきている。したがって、その数が推定するところでは千三十六カ所、そのほかにSS9というミサイルの三百十三基のサイロがSS18に転用をされている、こういうふうな大体のことが言われているわけですね。したがってトータルしますと、ソビエトのICBMサイロの数は千三百五十ぐらいになるんじゃないかと、こういうふうに見られているわけですね。この数が正しいかどうかは別としまして、そういうふうな推定をされている。

これに対してアメリカ側が、これも悪評高いタイタン2、このタイタン2というのは古いタイプのロケットで、非常に有毒ガスを発生するロケットですけれども、レーガンはこれを撤去するといふふうに約束してまだやってないのですけれども、これがいまままだ五十四基残っているわけですね。それからミニットマンの2、3、これが千基、合計千五百四十四である。この数だけ見ますと、確かにアメリカの方が数は少ないわけですね。ところが、弾頭の数、核兵器として保有している数はアメリカの場合約三万個程度保有をしております。ソ連を破壊するためにはこの三万個で十分だといふふうなことを米国防情報センターが発表をされているので、これから見ますと、特別にいまあわててアメリカがソビエトに優位を求めする必要がない、そういうふうなことも言われているわけなんです。

また同時に、これはもう数では確かにそういうことであるけれども、命中精度の問題ですね、これがやはり最近ソビエトも上がってきたと思

ますが、これも国会の防衛庁の塩田防衛局長の答弁には出てきますが、アメリカのミニットマンで一万キロ飛んでCEPが約二百メートル、ソ連の場合のSS19でCEPが四百六十メートル、SS18で二百六十と、こういう状況ですから、命中精度に言いますと、これはアメリカの方がまだ優位である。しかも、弾頭の複数化、これを見ますと、アメリカの方が積載されている複数弾頭の数が全般的に多いのじゃなからうかと、こういうことにならうと思ふんですが、防衛庁の方として、いま私申し上げたのはいろんな情報を総合してみたのですけれども、このような見方はいかがでしょうか。

○説明員(三井康有君) まず弾頭の件でございませけれども、先生先ほどアメリカが三万個というふうにおっしゃいましたが、これは先ほど先生がお挙げになりましたICBMとかSLBMとかあるいは長距離爆撃機という戦略核兵器の弾頭数という事でございまして、米國は九千発でございまして、これに対してソ連は現在のところ七千発というふうに見られておまして、確かにいまの申し上げた数字をもって二千発米國が多いわけでございますが、この理由は米國のMIRV化——多弾頭化という技術が先に導入されましたためにこういふふうになっているわけでございます。ところが、最近の趨勢を見ますと、米國の九千発という数はここ数年ずっと一定しておりまして、これに対してソ連の方は、ソ連自身のMIRV化技術が最近急速に発達しましたために、年間約千発の割合でふえております。したがって、遠からず弾頭数につきましても米國にソ連が追いつき、あるいは追い越す可能性があるんではなからうかと、このように考えております。

それから命中精度の点でございまして、これは先ほど先生がおっしゃいましたことと大体同様に私どもも考えております。ソ連の命中精度も急速に上がってきておまして、CEPという概念を使っておりますが、これによりまして、大体命中精度は二百メートル台のオーダーにソ連もなつて

きておると、このように理解しております。○松前達郎君 いまはICBMを大体中心に申し上げたわけなんですけれども、最近ではIRBM Mというのが新たに非常に脚光を浴びてきています。潜水艦に搭載されている弾道弾です。これについてはアメリカの場合、核戦力を持つ潜水艦というものが四十一隻で、ミサイルが六百五十六基だ。それに対してソビエトが、これは潜水艦の数は非常に多いわけですが、七十六隻で大体千基前後のミサイルを積んでいる。こういうことですが、これもまた命中精度の問題と似ておりますけれども、ソビエトの場合の潜水艦の稼働率といいますが、ドックから出て実際に行動しているパーセンテージというものが比較的低いんじゃないか。まあ一説によれば、七十六隻も持っていないながら十隻程度しか常時活動をしていない。極東にはその中の二十四隻ということでしょうけれども、そういうふうなことが言われているわけなんです。アメリカについても、たとえば最近のオハイオ等の弾頭が一つのバスに十ぐらい載っているんじゃないか、ソビエトの場合はそれに対してそんなに多くない三つから六つぐらいの複数の弾頭である、こういうことにならうと思ふ。こういうことから見ると、やはりIRBMに関しても実際にそれを即実戦に使える弾頭数からいくとどうもアメリカの方が優位ではないかと私は判断するわけです。この点はどうか。

○説明員(三井康有君) まず稼働率の点でございませけれども、これはいずれの国におきましてもどの程度の稼働率であるかということとは相当の軍事機密でございまして、いわんやソ連の場合につきましても、私どももなかなか資料を持ち合わせておりませんので正確な判断はしがたいのでございませが、いずれにいたしましても、いざ有事という場合にはソ連としても当然にその稼働率はほぼ一〇〇%に近い形に上げてくることは間違いないというふうな考えております。そのために、現在ソ連のSLBMが約千基を超えているのに対し

て、米國側のSLBMが五百基余りしかないというところは私も大いに注目しておる次第でございませ。○松前達郎君 こういうふうなことでいわれる核戦力の比較をしてみても、見方によっては必ずしもアメリカが劣っているとも言えないし、ソビエトが非常に優勢であるからアメリカがこれからその方に力を入れていこうということも、そう大きな理由にならないような気がするんです。そこで、これは軍事支出の面と非常に関係が深いものですからいま申し上げたわけですが、脅威の説明というものがアメリカの軍事部門の手でもってアメリカ国民に対して行われている。これについてやはり相当批判もあるわけですね。一つ例を挙げますと、これはスウェーデンの議会の決議によつてつくられて、資金の九〇%以上をスウェーデン政府が出しているという研究がストックホルムにあるわけですが、この報告が年鑑でしよちゅう出てくるわけですね、毎年。この情報、報告等について外務省並びに防衛庁としてどういうふうな評価されているか、まずそれをお聞きしたいと思ふ。防衛庁から結構です。

○説明員(三井康有君) 私どもはいろいろ情勢判断をいたします場合に、もちろんSIPRIの資料も一つの重要な材料といたしまして、その他英國の戦略研究所が発行しております「ミラタリ・パラナス」でございまして、あるいはジェーソンの各種の年鑑類といったものとあわせていろいろ活用しておるわけでございます。○松前達郎君 そうしますと、SIPRIというのは政府の機関じゃないわけですね。ある意味で言うとな民間の比較何といいますが、情報が偏らない、そういう平和研究所だと私は理解しているんです。この「軍備縮小」という一つの大きな問題を取り扱ったSIPRIの文獻の中に、脅威の説明についてこういうことを言っているのですね。軍事部門の手の内に説明があると、要する

に、軍事支出を正当化するために脅威の説明が軍事部門の手で行われているということが非常に問題なんだと、そして独自の情報をほとんど持たない局外者ですね、これは軍部の脅威の説明に偏見があるか否かを判断する立場にない。たとえば一九七〇年代初めには、アメリカではソ連のミサイル戦力の増強に対して厳し脅威の申し立てというのが行われていたけれども、実際にソビエトは一九六〇年代の後半に米國が広げたギャップ、これを埋めるために大いに努力をした、これは事実である。しかし、一九七六年のアメリカのCIAの発表、ソ連のGNPに対する国防費の比率推定、これを六%から八%の間にあつたやつを一一から一三%に引き上げた。しかし、それには注釈がついておまして、ソ連では民間部門の大きな犠牲で軍事部門が維持されている。ですから、その力というのは案外考えているよりは弱いという、そういう報告もつけ加えられているわけなんです。このSIPRIの論文といいますが、それによりまして、その後の方が完全に削られちゃつて軍事支出の推定だけでいわれるソビエトの脅威というもののが国民の中に流されている、こういうふうなことが言われている。

ここにこう発表されているわけですが、まあ一方の大国ブロックの国民、これはどっちでも同じですが、誤った情報を提供されているんだと、こういうふうな言われているのです。なぜ私そういうことを言うかといいますが、立場、立場によつて情報というのは非常に強調されて出てくる。これはもう仕方がないと思ふんです。アメリカの場合は政府予算の中に軍事部門の予算を増強する、そのためにはやはりそういう情報も流すでしょう。あるいはいまのストックホルム国際平和研究所の場合ですと、これはどこの政府にも属してない研究所ですから、あちこちの情報ととれるから客観的にいま申し上げたような判断をしている。そういうふうなことになると思ふんですね。ですから、日本の場合もやっぱり外国の情報に頼らざるを得ない。といって日本の海域

を戦略潜水艦がうろろしていても、それについての情報というものは日本独自に全然集められない。あるいは最近SS20というものが欧州から削減された場合、ウラルからこっちに配備されれば、これは新たなヨーロッパとソビエトの問題と同じ問題を日本がしよい込むことになる、こういうことも考えられるわけですね。ですから、そういう意味から言って、やはり独自のわれわれの情報というものの収集と、いわゆる平和研究に対する機関がなければ私にはまずいんじゃないかと、そういうことを痛感しているんです。そういう意味を含めて、いまその情報の問題と内容等について申し上げたわけなんです、外務大臣いかがでしょうか、平和戦略研究というものを、これを政府の中でやるとまたいろいろ問題があるかもしれないませんが、何らかの機関でもって設置をしていくということをお考えになっておられるかどうか、その点ひとつお伺いします。

○国務大臣(樺内義雄君) 民間における戦略研究というのは、現在、日本でも若干のものがあるという認識を持っております。しかし、その活動が十分であるか、相当長期間にわたってすてにやっておるというように認識を持っておりません。最近、松前委員のおっしゃるようなそういう認識がわが国の民間にもあって、だんだん能力がついてきておるように認識はするのであります。が、基本的に申しまして日本がもつとそういう面に力を入れて、そして正確な情報を得るといふことは、これは好ましいことだと思っております。

○松前達郎君 平和の問題、これはたとえはストックホルムSIPRIの例は平和研究所というの国がどれだけの軍備を持ち、どういふふうにするのバランスを保とうとして、どういふ努力をしていふのかということも含めてわれわれは認識した上で平和を論じていきたいと思います。これはできないんじゃないか、お念仏みだりに言ってもできないと思うんです。そういう意味で、たとえは国連大学とかあるいはその他の政府の直轄機関じゃない

ところに、そういう国際平和に関する研究所ともうものを設立するというのが、私は日本独自の考え方というものを打ち出す基礎として非常に重要じゃないかと、こういうふうにお考えになっておられるんですね、これについては何かの機会にまたいろいろと申し上げたいと思います。できましたら、そういうのができれば、非常にわが国の平和に対する推進に大いなる寄与をするものではないかというふうにお考えになっておられるので、いま申し上げたわけでありま

次に、核の問題についてはまた次の機会に譲りますが、シーレーンの問題、これが最近また非常にクローズアップされてきておられるわけなんです、これも何か、シーレーンというのは別に線路が敷かれておられるわけではない、道路があるわけではなく、何も無いわけですね。そしてしかも、シーレーンの防衛という問題が非常に漠然とした内容のように見受けられるわけなんです、それについてお伺いをいたしたいと思うんですが、はっきりいいますと、日本とアメリカの間でシーレーン防衛に関する考え方の相違があるんじゃないか。総理は対米公約でない、こういうことをおっしゃる。ブラウン前国防長官は日本の北西太平洋での地域防衛という受けとめ方を否定している。私、どうしてこう申し上げるかといふと、以前にこの委員会が塩田防衛局長にお尋ねしたときに、ある地域を防衛するんだということ、それをおっしゃったわけですね。シーレーンというものと、それから地域防衛というものが異なるんだと、こういうことをおっしゃった。しかし、ブラウン前国防長官はそれを否定する。それから、これも新聞によりますと、矢田統合幕僚会議議長は、大綱水準を達成してもシーレーン防衛の防衛能力は不足だ、こういうことをおっしゃっている。塩田防衛局長は、防衛計画の大綱に達すればシーレーン防衛の能力は向上するんだと、十分だとはおっしゃってないんですが、向上するんだと、こういうふうにおっしゃっている。そこでまたワインバーガー

国防長官は千海里の海上交通路防衛分担を大いに強調して、十年以内に達成しろと、こういうふうなことを言っている。いろいろなことがいまシーレーンに関して言われているわけですが、実際、具体的に千海里のシーレーン防衛というのはい体何なんだと、どういうことをするんだと、何をどう防衛しようとするのか、大変なことだと思わうんですね。完璧なことはできないかと思わうんですが、そういうことを一国防衛庁としてどういふふうにお考えおられるのか、それをひとつお伺いしたいんです。

○説明員(澤田和彦君) お答えいたします。シーレーンといふと、いま先生おっしゃいましたように、道というものが引かれておられるわけではないわけでございます。一般的に申しますと、海上交通路という意味で使われていると思わうんですが、御承知のようにわが国は周りを海に囲まれているので、狭い国土で多くの人口を抱えておられます。エネルギー、食糧その他の資源を海外から輸入している。このためわが国にとりまして、海上交通路の安全を確保するということはわが国の生存のためにきわめて重要なことであるわけでございます。それで、何を何から守るのかという点になりますと、具体的にはわが国のシーレーンの防衛といふことは、有事にわが国の海上交通路が、具体的には海上交通路におきますわが国の生存のために重要な物資を運んでくるわが国の船舶がわが国を侵略しようとする国の、主として潜水艦が中心だと思わうんですが、潜水艦等から攻撃されるのを防ぐと一般的に言うことができます。これはもうしばしば国会で御答弁申し上げておりますように、わが国から数百海里、それから航路帯を設ける場合にはおおよそ千海里程度の範囲内におきましてわが国の周辺海域で、自衛隊がそこにおきますわが国の海上交通の保護を行えるようになることを目標にして、従来から逐年海上防衛力の整備を進めておられるわけでございます。それで、現在の海上防衛力ではこれは十分分なわけでございますが、いま先生おっしゃいますように、塩田防衛局長も御答弁しておりますように、現在防衛計画の大綱に定める防衛力の水準を達成しようとして努力されているわけでございます。この水準が達成されれば、この海上交通保護の能力も現在に比較すれば相当向上するものと考えているわけでございます。

○松前達郎君 そうしますと、さつき私申し上げました地域防衛という言葉がありますね。シーレーンとどういふふうな関係なのかちよつとよくわかりませんが、地域防衛とシーレーン防衛の相違というのはあるのですか。

○説明員(澤田和彦君) 地域防衛という言葉は、具体的に、あるいは正確にどういふことを指すのか必ずしも定かたではないんですが、もしいま松前先生がおっしゃっている地域防衛という言葉が、一つのある区域を定めまして、その区域といふすかその海域でございませうけれども、その区域の中は全部日本の領土といふんですか、防衛、警備の繩張りの中であるというふうな意味で、その中のものは全部日本が責任を持って対象が何であれ守るんだというふうな意味でありませう、これはわが国が考えているものではないわけでございます。わが国が考えておられます海上交通路の保護といふのは、たびたび申し上げますように、わが国周辺数百海里、航路帯を設けます場合にはおおよそ千海里程度の範囲内におきましてわが国の生存のために必要なわが国の海上交通路を保護するということでありまして、いま先生がおっしゃいました地域防衛という言葉は、一定の範囲を定め、その中では全部わが国の安全と関係ないほかの国の船まで守るといふような意味ではございません。

○松前達郎君 そうしますと、ある一定の海域とわが国の防衛のために、もっと具体的に言えればわが国の生存のために必要な物資をわが国に運んでくるわが国の船舶を守る、つまりわが国の海

上交通路の安全を確保するために、海上防衛力の整備に努力しているわけですが、この整備の目標としてわが国の周辺数百海里、航路帯を設ける場合には千海里の程度の中で、そういうことが行えるという能力をつけようというのが現在の防衛力整備の目標であるわけですが、

○松前達郎君 わが国周辺の数百海里というのはわが国周辺ですから、全部の海域ですね、周りの。これの防衛能力と、さらにそこから飛び出して、飛出すというか、ずうっと延ばして、飛出すというのがそこから出てきて、その防衛と、この両方というふうに解釈していいんでしょかね。その海域防衛、特定の海域防衛とシーレーンの防衛ということは、その二つが組み合わさっているのだというふうに考えていいんですか。

○説明員(澤田和彦君) 一般的に広い意味では、航路帯を設けます場合の千海里のことを含めて周辺海域という場合もござりますが、いま私が申し上げたように周辺海域数百海里、航路帯を設けます場合にはおおよそ千海里程度といえます。これは、この数百海里というのはいくらも少く千海里に比べて小さい概念でござります。しかし、これも数百という言葉がありますように、全部わが国周辺どこも同じ距離ではないわけではござりません。当然日本海側でありまして、あるいは北とか西とか、そういう外国と接しているようなところではおのずからその幅はずっと狭くなるし、それからまたわが国の主要な海上交通路があります南の方、太平洋の方につきましてはその幅は広くなる、このようにお考えいただきたいと思えます。

○松前達郎君 何せ非常に広い太平洋が相手ですから、とてもこれは防衛するといっても大変なことじゃないかと私は思っているんですけれども、それではたとえシーレーン防衛に限ってお聞きしたいんですが、一体具体的にどういうことをやるのですか。

○説明員(澤田和彦君) シーレーン防衛といいますが、海上交通路保護といいますが、この目的や意義については一般的にいま申し上げたとおりでござりますが、具体的に申し上げますと、これはわが国を侵略しようとする国が、わが国の海上交通路を攻撃するそのやり方がいろいろありますので、一概には申し上げられませんが、たとえばその侵略国の手段が潜水艦による場合を考えますれば、これも従前から国会でいろいろ御答弁しておりますが、主として海上自衛隊の艦艇あるいは対潜哨戒機というような装備をもちまして、具体的な方法とおっしゃられますと、ある場合にはいわゆる船舶、船舶を直接に護衛するといふ場合もあると思えますし、あるいは間接護衛といふような方法もあると思えます。それから、その前提として対潜哨戒機による哨戒という

ようなこともあつていいと思えます。○松前達郎君 そうしますと、護衛の任務といいますが、わが国の船がシーレーンで攻撃を受けないように護衛する。有事の際、有事の際とおっしゃるんですが、有事というのは突然起こるんで、有事になつてから行つたつて、いまのちようどイギリスとアルゼンチンのあれみたいにそう簡単なものじゃないと思つて、有事と言つても、ですから、ある意味で言うに常態に作戦行動として行つていくわけですね。ですから、どうなんですかね、有事になつて応援に出かけるんだということなのか、あるいは常日ごろこういう対潜哨戒その他を含めた哨戒活動を行つて情報を集めて、それに対する対応がいつでもできるようなしておくのか、どつちなのか。ちよつとその辺が、言葉で有事、有事で、有事という言葉にまあ関連あるんですけれども、そういうふうに言われてみても何かびんとこない面があるんですが、たとえば対潜哨戒機が哨戒をしていくというその範囲ですね。そうすると、シーレーン防衛をやるときは当然そのシーレーンに沿つて全部その対潜哨戒機で哨戒していくのかということですね。そ

うして、あるいは攻撃型潜水艦を見つければその潜水艦に常につきまといつて、その潜水艦の行動を常におかれわねとして情報を入れておいて、いつでも攻撃できるようにしておくのか、具体的にいうのはそういうことを私何いいたかつたのですけれども、その点はどうなんですか。

○説明員(澤田和彦君) まず、有事という言葉を使いますとき、私どもは一般的に言いますと、自衛隊法に言う防衛出動が下命されるような事態というのを考えているわけではござりません。したがって、わが国が武力侵略を受ける、あるいはそのおそれが非常に高いということではないとまず有事という概念ではありませぬし、海上自衛隊にしまして、いわゆる出動するということではないわけではござりません。○松前達郎君 そうしますと、日米安保条約との絡みが出てくるんですね。その千海里の防衛というのは日本に一切任せるといふわけじゃない、アメリカがその防衛責任をある程度持つていくんだと、まあそういうことが言われているわけなんです。それが、そうするとどうなんですか、とにかく何か事が起こつたら出かけていけばいいんだということですね。

○説明員(澤田和彦君) 事が起こつてから出かけていくという意味でござりますが、もちろん平素から自衛隊——これは海上自衛隊に限りませんけれども、訓練の目的あるいは哨戒活動というふうなことは平素の業務として行つていくわけではござりません。しかし、その出かけていくという意味が実際に実行力、つまり武力の行使を行つて海上交通路を防衛するということであれば、これはいまお話し申し上げましたように、わが国が武力侵略を

実際に受ける、こういう事態のときでござりまして平時ではござりませぬ。○松前達郎君 ちよつとその辺が有事とか平時とかいろいろの解釈ですね、これがまた非常に混乱して、私自身も混乱してきているんですけれども、非常に大きな計画なものですからね、これを

情報収集をしないといけないらうと。そのためには対潜哨戒機も常に飛ばしていけないといけない。もしかそれができないとなれば、艦船とか商船が攻撃されて沈んでから出かけていけばいいということになるわけですね、というのは公海上のことですから。その辺が、シーレーン防衛といふのは一体何なのかというのを私どもはまだはっきりしないものですから、きょうお伺いしたわけなんです。シーレーン防衛については、またもうちよつと私の方も勉強しましてお伺いしたいと思います。

そこでもう一つお伺いしたいのは、ちようどイギリスとアルゼンチンとの間でのフォークランド紛争というのが毎日新聞をにぎわしてありますけれども、これについて英国から日本政府に要望があつたというふうな報道されているんですが、それについてちよつと御説明をいただきたいと思つてます。

○政府委員(加藤吉弥君) 昨四月七日、在京イギリス大使を通じてサッチャー首相から鈴木総理あての親書が到着いたしました。その内容としては三点ござりまして、アルゼンチンに圧力を加えるため、まず第一に武器輸出を禁止してほしいということ、第二点といたしまして、アルゼンチンからの輸入を全部または一部禁止してくれということ、三番目に、アルゼンチンに対する輸出信用供与及び民間の投資の奨励策を自制してほしいと、その三点を求めてきております。

○松前達郎君 まあ、その要望が来ているわけですが、それに対してわが国としてどう対応するかという問題、これがまた両国とも関係は悪くないわけですね。だから、それに対して板挟みになるというかちよつと苦慮するものがあるんじゃないかと思つて、まあ武器の輸出に関しては、わが国は武器輸出はしないという原則がありますから、これは当然考える必要はないと思つて、そのほかの民需用のものですね、こういうものについてやはり輸出を控えてくれというふうなこ

とがイギリスから要望されているんですか。

○政府委員(加藤吉弥君) 武器以外の一般の貿易、特に輸出を差しとめてくれという要望はございません。

○松前達郎君 そうしますと日本の場合、輸出に關しては問題ないわけですね。

○政府委員(加藤吉弥君) 輸出信用の供与は差し控えてほしいという要望でございますので、まあ大型のプラントとか信用供与を伴うような輸出については当然制約してほしいと、こういうことだらうと思っております。

○松前達郎君 それでは、それに対して日本政府として、新聞報道にもありましたけれども、どういふふうに対応するということになっておりますか。

○政府委員(加藤吉弥君) 事態はまだ非常に流動的でございます。こういう貿易あるいは経済面での措置以外に、平和的かつ外交的にやり得ることは非常にたくさんあるかと思っております。かつ関係諸国の動向も注意を要する点であると思っております。こういう流動的な諸情勢をよく踏まえておきます。

○松前達郎君 まあ、これも非常にむずかしい問題の一つじゃないかと思つておられますが、これについてもひとつ余りあちこち顔色をうかがわないうで、独自の判断で対応していただければというふうなことを要望しまして、私の質問は終わります。

○戸叶武君 きょうはアジア太平洋郵便条約の締結について審議をする日であります。私は原始的な時代における民族と民族の結びつきのある変遷を経て、今日情報化時代に郵便条約が結ばれるという事は非常に意味のあることであり、情報化時代における技術協力においては、日本は決してアメリカにひけをとらないだけの私の実績を上げつつあると思つております。

そこで、アメリカはアルゼンチンにおける、ひとつの軍部を中心とした革命も軍部支配、あるい

は情報関係の発達に伴ってアルゼンチンの情報関係、特にこの郵政関係の部門を独占すべく軍部を使つてのクーデターの断行だとも言われておりますが、そういうことを中南米及び中東においても幾多起しておられます。すべてがアメリカに遠慮していままで秘密になっておられますが、日本のいまの情報化時代における非常に進歩したものをくり上げた際においても、貿易面におけるアンペランスを理由とし、あるいは軍需産業及び日本の発達した企業にも何かいふような絡みつきによってアメリカの独占を促進しようという傾向がなきにしもあらずであります。すでに松前さんからも言われた海洋における防衛の問題に名をかりてアメリカの独善的な行き方に日本が何か屈しなければならぬという事象が醸し出されておられる面もあるように思つておられます。外務大臣はここの複雑な、いろいろに絡みついて日本にねじ込んでいるこの諸問題に対してどういふふうに対処しようと考えておられますか。

○國務大臣(櫻内義雄君) 御質問は、アジア太平洋郵便条約に關連して、情報関係についてアメリカはそういう面の独占を図ろうとしているのじゃないか、日本はそういう点をどう考えるかというふうに受け取つたわけでありまして、日本の電報関係また情報関係の高度な機器類につきましては、米側がしばしば日本の市場開放の上で強い要望を示しておられるように、その面では日本はアメリカには劣つておられない。しかし、そういう優秀な機器を駆使して、しからば十分な情報活動をやるおるか、情報収集ができておるか、こういうことになってまいりますと、その点については先ほどの松前委員の御質問にもお答えしたように、民間の研究機関も最近におきましては多少活動はしておりますが、まだまだ十分なこととは言えない。また外務省における広報活動につきましても、最近の経済摩擦問題に關連をしてもっと広報活動を拡充しようということに現在努力をしておるわけでありまして、本年の外交方針の演説の際にも、そういう面の体制強化についても今後お願

いしなければならぬことを訴えたわけでございますが、戸叶委員の御質問の御趣旨に沿ひまして、情報収集あるいは広報活動について、一段と日本としての独自の活動の必要性は痛感しております。

○戸叶武君 アメリカとソ連が戦争末期に、軍部の要請に応じて戦争を早く片づけよう、そうでないとならぬ事態があるいは内部からの不平不満が勃発して容易ならぬ事態が両国に起るといふ認定のもとに、戦時中の軍事秘密協定としてのヤルタ協定は一個の謀略協定としてつくられたものであつて、次の平和を保障する前提条件としての講和条約というものは、ベルサイユ講和条約前後から発達した国際法の理念をもつてしても、他国の領土をその国の主権を無視して、勝つたからといってそれを領有することは許されないという原則が確立していることはアメリカもソ連も大体はわかっているはずであります。にもかかわらず今日において、戦時中におけるヤルタ協定の密約、それから発展した原爆競争、そういうものによつて、国連が少なくとも国際紛争における調整をやるべき機構として設けられたにもかかわらずこれを無視して、米ソ兩國が核兵器を持つてお互いに均衡を保つというのから、このごろは優位な地位を得て相手を抑えようというふうなブレーキのきかないところに来て来て、依然として国際連合を無視して、核兵器の調節をやるのは米ソ兩國が主として核兵器において対等あるいはおのおの優位を誇つておつて他の国には関係がないのだから、まあフランスあたりは入らば入らば入らうと言つてもフランスからは拒否され、そういう形で国連機構を無視してのヤルタ体制のもとにおいて、とにかく米ソにおけるこの力の均衡といふ名のもとにおけるこの力の政治を持続せようという気配が多いのであります。この六月の二回目の国連軍縮総会においては、私は各国とも国連を無視した米ソ兩國の力の均衡からエスカレートして、そうして核兵器における競争には相

当な金がかかるのだから、米ソ兩國は正面衝突はしないにしても、これを勢力圏に売りつけることによつてこの核の均衡あるいは優位を争うというふうな形が持続する限りは、あたり迷惑な話で、何ら軍縮会議の意義というものが無いと思つて、自分たちも弱つていると思つて、レーガンにしても、あるいはいまのブレジネフにしても、病が重たいというふうに言われたのが健康を取り戻した模様でありますけれども、この複雑怪奇なる危険な頂点に立つたときに、自分自身が一番苦惱せざるを得ないところへ来てお氣の毒だと思つて、国際的に孤立して、今日においてソ連がポーランドに軍事介入もできなかったれば、アメリカがやるぞやると言つても中南米に私は軍事介入はできないと思つておられます。どんなに銃器を持つておきたいと思つておられます。一年前に副大統領のシンのメジャー、石油成金の一人の子供がレーガンを撃つたのは大統領に一番近い距離からピストルを放つておられるんではありませんか。病めるアメリカ、病めるソ連。危いのはよその国よりも自分の足元から国際的に孤立化し、世界のどの民族をも説得できないような孤独の中に、平和と未来の安心感を与えることはかくのごとく困難であるというこの事例が一年前に示されているんじゃないか。

私はこういうニヒルな状態を生んだのは、青年たちの奇形児を戦争が生んだのです。白人と黒人の分裂も、戦争に行くなれば大変な待遇をしてくれると言いがら、ベトナムの戦場においては麻薬を飲ませて半氣違ひにさせて、後で帰つてきてからヒッピーの群れに投げ込まなければならぬことな、民族的なこの混乱を生んだのもそういうことではなかつたか。日本に原爆を投下したのも、日本が白人種であつたら果だして投下できたであらうか。カイザーの黄禍論と同じように、アメリカ軍部は日本を手なずける一面においてあのアメリカにおけるところの日本人排斥、中国人排斥の運動は、黄色人種と白色人種とは違つていうような観点に立つて平氣で他民族を殺戮したのではあ

りませんか。われわれはがまんしがたいことをがまんしてアメリカとの摩擦を避けようとしてきています。今日ポーランドは何が悪いことをしたのですか。中央ヨーロッパにあれだけの偉大な民族国家をつくっていたにもかかわらず、ドイツのナチは彼らはユダヤ人なるがゆえに虐殺し、また、ソ連はそれに対して奴隷労働を強いてポーランド民族の独立を阻止していったじゃありませんか。

こんなばかげた偏見に満ちたやり方によってグローバルな時代における世界新秩序の原則が確立できるかどうか。われわれは、領土を返せという自民党の考えている北方領土だけ返せんという腰抜け外交が帝政ロシアの冒険主義者をして日本の北方領土に対する苦悩を無視して、そうしてあのような卑屈な外交をやったので、下田条約などというものは日本民族にとって最も屈辱に値するものであり、帝政ロシアを滅ぼしたのも彼ら冒険主義者であり、日本の徳川幕府を瓦解させたものも井伊掃部を初めとしての主体性のない腰抜け外交です。日本の外交は少なくとも開国主義者であったところの佐久間象山にしても、攘夷党の先駆者であった吉田松陰でもその純粋さによって、ばかげた右翼とは違って純粋な吉田松陰は身を殺して仁を成す。まず外国に命がけで渡って外国の実情を知り得た後において、外交の自主権を發揮しなければならぬという観点に立ち、また、佐久間象山はあれほど蘭学の権威であって開国論者であったが、主体性のない腰抜けどもの腐敗政権のもとにおいて日本の外交は確立しないという観点から吉田松陰を激励していったのではありませんか。日本外交の原点はかくのごとく大和心というものを出して初めて日本の明治維新の転換ができたのであります。

いま何です。革新と称してそれぞれに責任を持つことを忘れた第五列と、アメリカのメジャーや軍部と結んで外圧を加えることによつて韓国の軍部政権などまで結んで、これに加担するならば

堂々と金がもうけられる、コミッションもとれる、ばかげた考え方で日本の政治を乱してありますが、こんなことで日本の国が建つと思いません。私はいまこそアメリカのため、ソ連のため、いまをおいては他の時期はない。ポーランドを救え、ポーランドを救わなければ、ポーランドがヤルタ協定の解消を求めてグローバルな時代における世界新秩序を求めると聞き直ったときに日本はどっちを向いて走ることができません。

私は来るべき国連軍縮会議は米ソが願うようなインテキ軍縮会議と違って、グローバルな時代における世界の新秩序を、自主的にアメリカにもソ連にも恥をかかせないでみずから清算することによつて新しい新秩序を方向づけなければならぬ。国連の精神をもう一度復活させなければならぬ。国連憲章を母体として日本憲法はできたのであって、あの九条は国連憲章の目玉です。戦争を再びやらぬというところが国連において示した世界各国の人々の偽らざるところの念願じゃなかったのですか。マッカーサーの憲法じゃありません。日本はその国際平和維持機構としての国連の精神を精神とし、これを母体としてそのモデル的な憲法をつくつたのであって、いま総理大臣が和ということを言っておられるけれども、和のない世界に和を求め、エリートなどというふざけた独善に官僚を走らせないで、市民の中にあつて坊主にもならず寺院にも入らず、市民とともに語り合つて凡の生活に徹した維摩大居士のあの悟りを取り入れて聖徳太子の憲法十七条もつくり上げたのであります。

エリート。何がエリートだ。自分がエリートと思うやつにろくなやつはいない。こういう冷たい官僚、軍閥政治によつて日本の国が減るとするならば、和のない世界に和を求め、自分たちがエリートと他からも思われる人が、法華経の最後の経文が最高だというような解釈をした青年時代と変わつて、日本の基本法をつくるべきときに和のない世界に和を求めたあの人間聖徳太子の精神がどこにあるのか。総理大臣の和は全くわからない和の

方にいっちゃつて、和のない世界に逃げ回るようなことをして責任を果たさないと、日本という国は全く強い者には腰を抜かし、それを合理化する名人であつて、一つも自主的な人類に対する奉仕を行わぬ民族だといつて、このあたりにチャンスにおいて軽べつされる存在に思いますが、あなたは苦勞人、鈴木さん以上に、いまの自民党のわけのわからない近代憲法を理解できない人たちを相手に、その先頭に立っているいろいろな苦勞をされているのだから、なかなか表現はむずかしいと思ひますが、この国連憲法に出ないのなら別です、出てしかも所信を述べようというところまで総理大臣がのし出してきたときに、そこいらで腰を抜かしたら世界じゅうの物笑いになつてしまひますが、あなたは腰を抜かさないように十分苦勞人としていたわることができるとしようか。総理大臣にかわつて、総理大臣より以上に苦勞しているあなたから、そのことをお聞きしたい。

○國務大臣(櫻内義雄君) いろいろ御高見を承つたわけですが、力の政治の持続について厳しい御批判、特にそのことが軍事力の均衡だということなどで自分自身が苦勞しているんじゃないか、これは私もそういふ傾向のあることを遺憾に思つておるわけでありまして、また強大国の動きについての厳しい御批判で、ベトナム戦争、ポーランドの問題をお取り上げでございましたが、これはそれなりに米ソいずれもよく考えなければならぬ点を御指摘であつたと思ひます。それで、戸叶委員のお考えの理想としていふところは、グローバルな世界平和の確立というところに焦点があつたように受けとめたのでありまして、そのためにはポーランドを救わなければいけません。あるいは国連中心主義の再確認をすべきである。さらには、今回の国連の軍縮会議に成果を上げるように日本もしつかりせよ、腰抜けしてはいかぬ、強い者に圧力を加えられるようなことではだめだ、軽べつされる存在であつてはいけません。

大変ありがたいございました。御趣旨に沿つて

がなばりしたいと思ひます。○戸叶武君 言いつらいことですが、アングロサクソンというのはわりあいイエスカノーかはつきりしたことを言い切る、ときどき独善はありますが、おもしろい民族です。だからこそ、ジョンソン大統領のことなんかをキッシンジャーは褒めておりますが、ジョンソンさんは天皇にお目にかかるときも、自分がかつてアメリカの代表としての大統領もやつたのだ、その経験の上に立つて日本から学ぶべきものもあるけれども、日本のやつていふことを見ると心配でならない点もあるからというので、台湾の問題なんか天皇にあえて質問するという形で提言を行ったが、そのとき外務省の通訳の非常に達者な人が前置きに、アングロサクソンは答えはイエスカノーしかないんだから、イエスカノー以外の答えは要らないというふうな前提条件を設けたようですが、天皇はいつも使つていふ「ああそう」という形で、謹んでお話しは承つておきます。

日本憲法においては政治に干渉しないということとを、アメリカも当時この日本憲法に国連からいふろんな示唆を与えたときには押しつけたはずで、日本は長い経験を持って、明治憲法の動きでとれない天皇の軍隊、あるいは軍事費の削減はできないというふうな考え方は、無条件降伏への元も子もなくつてしまふような敗北に追い込まれて、天皇自身が人間に返ると宣言して、涙を流して世界に向かつて訴えたのがいまの憲法です。

伊藤博文などというのは、ドイツのカイザーやビスマルク—ビスマルクの方が少し気がきいていけるけれども、あれらにおだてられて、何にも知らないで薩長がプロシアのな一つのドイツ連邦における役割りを果たすために押しつけたそれよりも絶対主義的な憲法であつて、通用しない憲法であります。にもかかわらず、それをわかっているのかわかつてないのか、昔の内務官僚は御用学者のそういう陳腐な、日本を無条件降伏に導いた原点であるところの憲法に戻れというふうな単純な頭脳構造において、この憲法改正を叫んでいるけ

れども、私はあなたのような苦勞人と憲法改正論で議論したらあとで困ると思つたから、アジア調査会で要請されたときも私は逃げております。それは、政治の経験と世界の動きを見れば、あんなばかげたちよんまげ主義よりもつとひよい、陳腐で世界に通用しない憲法が復活されつけない、もう少し頭を洗つてくれれば、政治家になる人はそれ相応のやつぱり見識があり、経験をすれば多少私は変わつてくれる。なまはんか論議をやるとそこに記録が残るからと思つて、まあ衆議院段階における同じような愚劣な、あの論争にだまされて一年間目をつぶつておりましたが、与野党ともこの問題に対して的確な高見すべきところのものは出なかつたと思ひます。出ないのが幸いだと思つております。

そういう形において、今度は国際舞台においてアメリカやソ連が考へるのは違つて、アメリカやソ連の軍部や力の権化としてのマキャベリズムをゆがんだ形においてしか理解できない人たちが、メッテルニヒあたりを大したものだと思つていけるけれども、ナポレオンにおいて撃破されていったばかりではありませんか。ああいう蘇秦張儀の徒、秦の國を滅ぼした権謀術策や、以下の乱世におけるところの古代史によつて世界の新秩序というものはつくられつけないのであります。いま、アメリカでもソ連でも、私は知る人ぞ知るでわかつてきていると思ひます。動きがとれないアメリカとソ連に対して、日本は思ひやりのある態度で相手の面目を傷つけることなく、ポーランドを救へという悲痛なポーランド民族の戦いの中に、イデオロギーを抜きにして民族の悲願というものを受け入れるだけの雅量がなくてどうして世界の新秩序ができるかどうかというのを、日本が言わなくてはスカンジナビア半島におけるりっぱな政治家はそのことを言ひ切つてゐる。

フランスでもドイツでも自分の國の立場を主張する面もあるけれども、革命と戦争においてどれだけむだをやつたかといふことを身をもつて体験

している國であり、日本もひどい目に遭つて、アメリカが言うなど言つてゐるものが、現実において三十年以上過ぎてやつと広島、長崎の原爆の被害を目の当たりに見たときに、アメリカの婦人、レーガンの奥さんですらもこの婦人運動には従わざるを得ないところまで来たと思つてゐる。女は強いですよ、男より。やはりそういう意味において、世界の婦人たちが子を生み、未来に対して理想を抱く、よかれと祈つて子供たちを育ててゐる母親が戦争反対という叫び声を上げてゐるのは、いづゆる何でもかんでも反対という議論、あるいは観念的な左翼主義とは違つて人間本来の私はヒューマニズムがそこには宿つてゐると思つてゐる。特に苦勞人の鈴木さんやあなた自身をもつて体験してわかつてゐるけれども、何やら桜のほころひの間も話してしまつたが、何やら桜のほころひもつて春がすみがつくられた中で、どつちを向いて政府は走つてゐるのかわからないような、國の運命を決する外交の問題に対して、個々の一つ一つを取り上げて質問してみてもどうにもならない。

本當に魂が入つてゐるのかどうか、答へはなくても腹ぐらひは探つてみないと。とにかく國連軍縮総会に送り、サミットの會議に送る総理大臣や外務大臣を信じないというわけじゃないけれども、あそこで恥をかかせたくない、その恥は日本民族全体の恥だから、私たちはいま武器なき民族が抵抗せんとして体を張つて、國會で氣遣いと言われようが何と言われようが、本當は総理大臣や外務大臣の胸ぐらをとつて訴へたいような氣持で私たちはいまおられます。いや、あなたは口には出さない、鈴木さんも口には出さないけれども、やはり慎重に世界の動きを見て対処しようといふので、いまここで私は御返事を聞くのは無理と思ひますから、そんな売名的な行為はいたしません。けれども、これのいかんによつて日本の國は世界からなめられます。勝ち負けよりも民族がなめられてしまふようなことは、日本民族として耐え忍びがたきものを私たちは感ずるのであります。

時と場合によつては、われわれみずから蜂起して日本の改革を断行しなければならぬ、良識ある人々は立ち上がつて、いまのようなふざけた政治からわれわれは言論を取り戻し、國民の中から新しい建て直し運動をやらなければならぬといふことを考へると、きょうはちよんまげお釈迦さんの誕生日といふことですから、半分ぐらい悟つたがごとく悟らざるがごとく、私たちはお釈迦さんの生まれたときには何もわからなかつたでしようが、お釈迦さんを崇拜した西行は辞世として、お釈迦さんのような死に方をしたい、これが一個の悟りの人生観であつたと思ひます。花の下で眠るだのどとき大往生をしたいといふのは、断食で死んだのだと思ひますが、お釈迦さんにあやかつて、二月の十五日にお釈迦さんは死に、西行はその翌日の十六日に死んでおられます。花の下は桜ではあります。やはりベストを尽くして眠るがごとく大往生を遂げていつた悟りの中に自分の人生観を託してゐたのだと思ひます。

私はもう、寿命は九十九まで生きるといふすが、それほど長く生きては迷惑ですけれども、あなただつてこれから三十年生きるのは大変です。これが勝負のしどころです。櫻と名のつくにおいはお釈迦さんよりは現世において苦惱の限りを尽くして、日本における政治家として名も要らぬ、地位も要らぬ、日本民族をしてなめられないような心境で、日本を救つた政治家が一人櫻内といふのがあつたと言つて私がおはめても、いやおれは豆腐屋の出だからと言つてはいますが、豆腐はいまほど世界から歓迎されてゐるときはないのですから、どうぞそういう意味において、豆腐であらうが桜であらうがいいのですが、最後の務めをやつぱりがちり国際社会で残すことが、総理大臣になることよりも日本の政治家として一人や二人そういう人があつたといふ物語だけでも、世界の物語として残るならば、イソップ物語よりもアラビアンナイトの物語よりも、私はすばらしい物語として後世に残ると思ひます。

櫻内さん、私はこのむずかしい段階を前にして、総理大臣からも外務大臣からも、言論の自由があるけれども、なまはんか言つたために本當に自分たちが命がけの最後の役割りを果たせなかつたと言われるのがいやですから、どうぞりっぱな最後を果たしていただかれんことをお願いして、私の質問は細かい点は抜きにしますが、せめて、この情報化時代は世界じゅうでわかるわけですから、レーニンですらも二重スパイを使わなければ本當の情報が入らないと言つたぐらいです。南京政府の總領でも重慶と南京との両方の二重スパイです。鹿地亘夫妻がどうであつたかはわからぬ。しかし乱世においては秘密はない。本當のことを知つて情報化時代は機械だけではない、機械だけでやつたのでは、官僚組織だけでやつたのではフランス大統領選挙にも負けることがわかつてゐし、アメリカの大統領選挙においてもあつたやうなジャーナリズムや情報機関と逆の結果が出るのはよも知らぬ。問題は人間の心の底に流れてゐる地下三三尺の心をくみ取る氣持がなくなつて、機械ばかり備へても奇怪至極であつて、本當の眞実をつかまへることができないと思つてゐるのであります。

どうぞそういう意味において、このインドネシアにおいて本當に新しい近代國家をつくる技術經濟協力のモデル地域として、いまは軍事政權だから危ない面もありますけれども、よその國の政治にはわれわれは関与はしない、けれども、いろいろな技術なり情報なりをキャッチしながら、あのインドネシアのような民芸品の伝統を残したり、いまの木彫や何かを残して、能力ある民族です、中国と同様に、東南アジアにおいては、やはりインドネシアとかあるいはタイとか、イギリスが残していつてくれた漢民族の合作からできた漢人社會の持つてゐるこの李完用のようなすぐれた政治家があるところのシンガポールとかあるいはマレーとか、具体的にその國々の立場立場を理解し、思ひやりを持つて、一定の形式的なものだけにとらわれないで、いたわりを持ちながら近代化

の道しるべになる愛情、謙虚さ、そういうものが日本の東南アジアにおける外交として躍動しなければ、真理は常に具体的でなければ大衆には理解しがたくなると思うんですから、米ソも私はこの危機においてへまをやれば世界から全部を失います。だれも言うことを聞かなくなりますが。ひとり相撲じゃ何もできません。ロビンソンクルーソーの時代はまだ愉快でありましたが、これこそ孤独に耐えられないものはないと思います。

そういうときに、ソ連もアメリカも耳を傾けてくれないときに、思い切って謙虚な形で物をはっきり言おう、一気にそのとおりにいかなくて、本場のことを言う日本人がいたということを、日本の政治家はうそばかり筑波山ではなくて、やはり本場のことも言う、大切なときには本場のパートナーシップを発揮して、同盟に類した国々に対して武力的な提携はしないが協力は惜しまないというだけの気概、貫く精神、これを私は示してもらいたい。個々の問題よりも、いま世界の中における日本だけしか果たせない役割を果たさなければならぬときに、あなたの様な苦勞人がいたことによつて、けれどもない本場の外交ができたという記録をみごとに達成してもらいたいことを私はお祈りして、質問でない、政治家としての見識をあなたの中にぶち込みたいと思って、きょうは私の質問の名によるお説教を効果あらしめるために、いつもよりちょっと時間を短くすることにしました。お願いします。どうぞお釈迦さんの生まれた日はわからないけれども、死ぬときははっきりだったということだけをお忘れなくお願いいたします。

○国務大臣(櫻内義雄君) いろいろと承ったので十分頭に入ったかどうかと思うのですが、憲法についての御所見を言われ、また重ねてポーランド問題について、民族の悲願を入れなければいけないというお話でございました。また、情報化社会について、機械ばかりでなく人間の心が大事だ、こういうお話で、最後に、この国際情報社会の中の通信分野についての御所見がございました。

特にASEAN諸国について触れられたわけでありますが、私はこの通信分野は開発途上国における基本的インフラストラクチュアとしてきわめて重要であるという、そういう認識を持っております。

なお、国連軍縮総会、サミットに際しての心構えをいろいろおっしゃっていたいただきました。まことにありがたいございました。

○渋谷邦彦君 本日は四つの協定と条約案件が審議の対象になっておりますけれども、初めに私は国際せず協定に関連した問題を中心に若干御質問申し上げ、残余の協定等については同僚議員から質疑をさせていただくというふうにいたしたいと思います。

今回、すずという大変重要な資源の一つが審議の対象になっておりますが、このすずに関連いたしましてペースメタルあるいはレアメタルを総合的に考えの中に入れてながら、今後の国としての対応というものをどう一体考えていったらいいのか、もうすでに通産省あたりが中心になって五つの品目の備蓄対策の計画を進めているやにも聞いておりますが、申し上げるまでもなく、この数年来アメリカを初めヨーロッパでは非常に深刻な受けとめ方をもってこの希少資源と言われているような資源に対して具体的に推進を図っているというところが指摘されております。わが国のように大変資源の乏しい国といたしましては、むしろ第二の石油と言われているぐらゐの貴重な資源であることを考えてみれば、今後の先端産業の発展を考えると、この備蓄あるいは在庫という、どういうふうな受けとめ方をした方がいいのかわかりませんけれども、きわめて重要な政治課題ではなからうかというふうな判断されるわけでありませぬ。

そこで、総合的に今後の展望を踏まえつつ、国としてこうした希少資源に対する対応というものにどういま取り組んでおられるのかという点から、確認をしながらお尋ねをしてみたいというふうな思いをいたします。

○国務大臣(櫻内義雄君) 非鉄金属の重要性を御指摘になったわけでございます。

日本のようにこれらの資源に乏しい地域といったしましては、その安定供給確保のためのあらゆる努力が必要ではないかと思っております。そのためには、関係国との間の友好協力関係の維持強化を図るといふことが一つだと思っております。また、いまお話の出たように、備蓄政策をどのようにお話をしてくかと思っております。いづれにしても、国際的にもこれらの資源に対する非常な関心の深まっておるときでございますので、ただいま申し上げたような前提に立って、安定確保のためにはあらゆる努力を払わなければならぬ、このように感じておる次第でございます。

○渋谷邦彦君 まさに概念としてはそうだと思うんですが、いま具体的に実行の段階に入らなければならぬ、そういう状況ではないかというふうな思いをいたします。すで、河本さんが通産大臣のときだったと思うんですが、レアメタルについて非常な関心を持たれて、将来国としてもこれを推進しなければならぬという、そういう構想を明らかにされた経緯が実はございます。しかし、その後果たしてどう進んでいるのか。従来は民間企業に依存しながら、まあ在庫と言った方がよろしいのかと思っておりますけれども、進められてきたという状況でありますけれども、しかし、資金力というものについては限界がありますし、幾ら利子補給をやったからといって、それですべてが賄えるという状況ではあるまい。やはり特に重要な資源については、国がこれを備蓄するという方向にいくことがきわめて望ましい行き方であり、しかもいま申し上げたように、それが具体化されていかなければならぬ段階にきているのではないだろうか。それを強調しなければならぬことは言うまでもないことなのでありますけれども、その希少価値を持つてゆくに、各国がその利害関係というものを常に頭に入れて争奪戦というものがやはり繰り返される危険性というものが非常に濃厚であろう。特に南アフリカがその一つの例

であろうかとも思います。こうしたものが平和的に活用されるということは、われわれとしての将来ともわたる願望であるにかかわらず、これが戦略物資として活用されることになりなると、異常な事態というものが考えられないわけではない。こういってことも今後日本として独自の国際的な協定というものを締結するよりな方向に

向ける場合でも、いろんな考えを総合的に整理をして進めていく必要が一方にあってはまたあるであらう。こういってことを包含しながら、重ねて、いま申し上げたことについてどう一体計画を持ち、そして進められようとしているのか。

○説明員(島田隆志君) いま先生から御指摘ございましたように、レアメタルは鉄鋼業あるいは機械工業、あるいは電子工業等のが国の産業にとりましてきわめて重要な物資でございます。しかも、ほとんど海外に依存している、また資源が偏在しているというような問題もございまして、通産省におきましても、経済安全保障の面からこれにどう取り組んだらいいのかというところで、一昨年来産業構造審議会の中に小委員会を設けていろいろ勉強もしている段階でございます。

それから、とりあえず五十七年度から五つのレアメタルにつきまして、ニッケル、クロム、コバルト、タンングステン、モリブデンの五品目につきまして、政府から一部利子補給をしまして総額約百十億の備蓄をやるというところで、先般の予算、政府原案の方にも出していただいたわけでございますが、今後とも先生の御指摘のとおり、果たして民間だけでいいのかというような問題もござい

ます。私も先生の御意見も踏まえながら今度どういった形で、資源政策としましては備蓄もございませぬし、鉱物資源の安定供給というふうな面からもございませぬ。それらの資源政策の一つとして、国家備蓄をどうとらえていくのか、この辺については、今後先生の御意向も十分踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

○渋谷邦彦君 実は私、昨年の予算委員会でも初めてこれを取り上げたいきさつがございませぬ。その

ときに田中通産大臣は、これは重要な課題であり、強力に検討を進めて具体化の方向へ考慮していきたいというふうに申されてすでに一年になる。もういろんな分析、検討という段階を終えてそれが具体的に進められなければならない段階ではあるまいかというふうな私自身としては判断を持つわけですけれども、しかし、事ほどさようには一気に簡単に進む問題じゃないことは十分私も承知をしているつもりです。しかし、いま言われたように、国としてもその必要性というものを認め、そして判断された以上は、これはもうあととは具体化の方向へ持つていく必要が望まれるということになるかと思ひます。いろんな突発事態というものが起きる可能性というものはありますし、またそれを常に考慮の中に入れて安定供給に事欠かないということが私はきわめて大事であらうと思う。モリブデンについてはアメリカが相当量の供給源になっておるといふに言われております。ところが、かつてストライキが起つたときに、この供給がとまったことがありました。大変国内産業に重大な影響を与えたということが実はあります。これは単なる一つの例です。そのほかいろんなことの紛争であるとか、戦争という言葉を出すと出すのはいかかと思ひますけれども、そういうことが起つた場合、完全に輸入がとまるといふ、そういう日本としてはかねがね申し上げているように宿命的な位置に置かれておるだけに、考えようによってはきわめて不安定な状態に常に置かれておるといふことが指摘されるわけでありまして、これはむしろ早急に重ねて申し上げるような方向で取り組んでいただかなければならないだろう。

さてそこで、現在日本において、在庫と言った方がむしろいまの段階としては適切かもしれませぬけれども、ベースメタルにしてもあるいはレアメタルにいたしましても、どのくらいの消費量を抱えているのか。何日分の消費量を抱えているのか。そしてそれは、間断なく外からちゃんと供給がなされているのかどうか。現状としては、

特に国際的な問題が起きない限りは、現状のままであれば全く安定した行き方が保たれるのかどうか。こういった点についてはどのように判断されていらつしやいますか。

○説明員(島田隆志君) 在庫といいますが備蓄につきまして、生産者が持つておられます在庫あるいはユーザーが持つておる在庫以外で、いま私ども一つは輸入安定のための備蓄を財団法人金属鉱産物備蓄協会あるいは軽金属備蓄協会、またレアメタルにつきましては、特殊金属備蓄協会におかまして民間備蓄という形でお持ちになつておるわけですが、その量が銅につきましては約四千八百トン弱でございます。それからアルミにつきましては二万九千三百トン、銅につきましては約一・三三分、それからアルミにつきましては七七分、それからニッケル、クロムにつきましては、ニッケルが約七分でございます。それからクロムが二分と、これが在庫以外の備蓄でございますが、在庫量につきましては主なものとして上げますと、たとえばアルミ地金でございますと六百六十分、銅で申し上げますと大体四十分、亜鉛で申し上げますと約二カ月強で六十四日分というふうな状態でございます。これをもって十分なのかというふうな御議論かと思ひますが、一部のものについては非常に供給がたぶつておる、むしろ在庫を抱えて困つておるというふうな事柄もございまして、レアメタル等については何日もば大丈夫なのかというところがなかなかむずかしい問題でございまして、全般的に申し上げますと、必ずしも十分ではないということでは言えるのじやないかと思つております。

○渡谷邦彦君 いままでヨーロッパあたりを例に考へると、フランスにしても西ドイツにしても、あるいはスウェーデンにしても、大体二カ月から多いものでは半年というのが常識のようでございます。日本の場合、いろいろヨーロッパと直ちに短絡的に比較できない側面というものはあろうかと思ひますが、しかしいま述べられたように物によつては一日半分だとか、その輸入がとまった場

合どうなるんだという問題、それは産業界に大変ショックを与えないではおかない。そうすると、結局回り回つてそういう希少価値を生んでいきますと国民生活にまた重大な影響を与えるという、そういうつながらが出てくるんですね。産業界だけじゃない、われわれ消費生活にとつても大変大きな影響を与えずにはおかないという側面を持つておるだけに、特に重要資源についてはいま申し上げたような、果たして期間的に、また量的に抱えて困つておるといふようなことがあつてもちろんなりませんし、相当そういう点についても慎重に、詳細に分析、検討がなされているのであろう、いろんな各国との比較を対照しながら、しかしそれにしても、もう一年以上たつておるのですから、何らかの結論が出ていふ段階ではないのかというふうには思つておられないわけですか。

きょうは通産の方来ておられますけれども、むしろ外務大臣も経済閣僚の一人として当然これはもう考えの中に入れてつ推進を図る、そういう役割を果たしていただきたいなど、先ほどもやはりその必要性については肯定をされておられたわけでございますので、実際のいろいろ考へてみますと、油以上の問題が起きはしまいかということ、私一人だけじゃないだろうと思ひますね、そういう不安感を持つのは、事が起つてからではもう取り返しがつかないというふうな思つておられます。そこで、重ねて櫻内さんに要請申し上げたいことは、やはりこれは強力に推進すべきではないか。具体的な一つの結論を出すような方向に取り組む必要があるのではないかと。概念的にはわかるんです、やらなくちゃならぬということ。しかし、ほかの国々がどんどん手がけて具体化しておるという状況を踏まえてみた場合に、日本の手の打ち方というものは少々遅きに失しているうらみがあるのではないだろうかというふうな思ふんですが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(櫻内義雄君) ただいま通産当局から備蓄の状況についてお示し申し上げたのでありま

すが、先ほども、民間備蓄中心では資金力も十分である、利子補給程度ではどうかと御意見も出ておりました。小委員会の検討の結果は、ニッケル、コバルト等の五品目を中心にして備蓄の推進をしておると、こういうことであつたと思ひますが、お話の御趣旨は十分わかりました。この希少物資のどの一つもが、もし需要にこたえる備蓄がなかつたというときにはもうその点から非常に大きな影響を受けてしまふということを考えますと、今後の国家備蓄あるいは民間備蓄を含めての備蓄対策の重要性は、これはもう言うまでもないことと思つておられます。関係省庁協力いたしまして、こういう備蓄あるいは安定供給確保ということについて一段と力を入れていくことについて私も協力を惜しまないものでございます。

○渡谷邦彦君 先ほども関連して同僚委員からも発言がありましたけれども、それに対しての答弁の中にも、特にレアメタルについて考へてみた場合に、大変その産出国が偏在しているという、こういう傾向が強いようでありまして。なかんずくアメリカ、その中でも南アメリカ等に偏在している。いままでたとえばアメリカあたりにスポットを当てて日本とのいままでの交流いかんということ考へてみた場合に、非常に希薄ではなかつたかという感じがしてならないわけでありまして、特に発展途上国に対する日本の一つの基本的な政策の一環として経済協力を今後も持続的に続けていく。まあ、あつちもこつちもというのは大変なことではありますけれども、特にそういう地域に対する日本としてのあらゆる面の、技術面もそうですし、あるいは資金面にしてもそうでしょう、できる範囲で協力を惜しまないという、こういうことがいままでも欠けてははなかつたかという点が一つ。

それからやはりソビエトあたりを例に考へてみると、相当アメリカに対する着目をしておる。またいろんな手の打ち方をしておるようでありまして、そういうことで、絶えずそれがあるいはきつかけになつて紛争の種にならないとも限らぬと

いうようなこともあるようでございます。確かにいま申し上げた地域というのは政情も不安定でございますし、また、どちらかというと、日本から見ても非友好的な色彩が強いのではないかと。このようにそれを整理しながら強いきずなをそこでつくっていくか、当然これは外務省としてもお考えになっていく問題の一つであらうというふうに思えてならないわけですが、こゝらあたり少し述べていただけませんか。

○説明員(遠藤実君) 御指摘のとおり、確かにレアメタル等が政情不安な地域にかなり偏在しているものがあるわけでございますけれども、これにつきまして、基本的にはそういった地域の安定が保たれるということが最も重要でございます。そのためにも日本としてもできるだけ努力をするというのが基本的な政策でございますけれども、同時に、そういった地域につきましても、それと、それからレアメタルを中心にどういった需給関係になりそうかと、こういった見通しについてできるだけ情報の収集をするというふうな心がけていくつもりではございます。ただ、何分にもこういった問題につきましては、事前に情報を察知し収集するといふ点が必ずしも十分でないという御批判があるいはあろうかと思ひますし、私どもといたしましても、そういった面をさらに充実していく必要があるというふうに考えております。特にアフリカ地域等におきましても、資源の安定供給の確保といった観点からも情報の収集活動の強化を図るということを検討している次第でございます。

○波谷邦彦君 こうした協定の審議に当たりますと、関連していろんな問題が出るはずだと思ひます。返ってくる答えを聞いておきますと、努力する、不十分だと思ひますのでそれらを何とかは今後十分調査もいたしますというところで返ってきてやうなわけですね。具体性が突はないわけですね。

いまアフリカの例を申し上げたのですけれども、ASEAN地域だってそう、あるいは中南米においてもそうなんです。未開発地域というものはたくさんある。一体日本として何ができるんだらう。いまあなたは情報とおっしゃった。それも大きな問題点の一つです。あるいは調査するにしても探査するにしても、あるいは向こうの国の要求があつてやる場合、あるいはこちらが独自の立場でいゝるんな外交ルートを通じてやる場合、いろんな手段というものがあつてはなかるか。そういったことがどのように推進されているのかどうなのか、それでどういふ効果があつていふのかどうなのか。ただ拱手傍観しては少いし進まないであらう。また日本に対する認識も評価も依然として、特に非友好的なそういう国柄にとつては、かえつて自分の国が日本の進出によつて混乱を巻き起こしかねないという、ゆがんだ考え方を持つ場合がないではない。いろんなそういう側面があつたらうというふうに思ひます。そういったことも十分頭の中に当然のことながら入れつつ、そういう産出国に対して日本として何ができるのか。そして安定供給を図るためには今後どういふふうな、努力をするにしても、いま一つの具体的な計画の中にはこういうものがありますというところまで進んでいく段階で私は当然ではないかと思ひます。どうもまだ余り進んでいくような状況でもなさそう、全くないとは言ひませんよ。そういう点についてどう一体取り組んでいったらいいのか。

○説明員(島田隆志君) 一つは、先生の御指摘のとおり、今後の資源安定供給政策、確保政策の中で、やはり情報の収集体制の強化というものがまづ必要だらうかと思ひます。私どもは金属鉱業事業団におきまして、やはり今後の資源戦略あるいは開発あるいは経済協力、そういう友好関係を保ちながらどういふ形で行くかと、それぞれきめ細かな対応をしていかなければならないと思ひますが、金属鉱業事業団の中に資料センターというのを持っております、世界で十カ所ほど

資源産出国あるいは消費国の、あるいはロンドンだとかアメリカとかパリみたいなそういう情報の集まるようなところ等に海外調査員を置きまして、地質の講習あるいはそういう技術的な問題とか、各国の鉱業事情あるいは鉱業政策、そういうものを一元的に収集しまして、それを政策に反映してこうという一つのシステムをとつております。レアメタルにつきましても、今年度、五十七年度からその辺を強化していくということで予算もいただいております。

それからもう一つは、金探のほかにまたいろいろジェトロだとかいろいろあるわけでございますが、それから先ほど外務省の方からお話ございましたように、やはり日本は資源の大部分を海外に依存せざるを得ないということで、資源生産国との間の経済協力、技術協力、そういった面からの非常に広い観点からの友好関係の維持というものが非常に重要なことかと思ひます。具体的には、やはりこれも私も金属事業団の中に、資源開発協力基礎調査というところで資源保有国からこういうものを調査していただきたいというふうなものがあつて、それに対して調査していくというふうに具体的に進めておられます。今後ともそういうもの制度を十分活用しながら先生の御指摘のようなものに対して対応していくように対処したいという所存でございます。

○波谷邦彦君 本来ならば、きょう安倍通産大臣に出たにたいて政治的な判断をおしをいたされたかたのすけけれども、それはまた機会を見て申し上げたいと思ひます。そこで、いま申し上げたことをもう一遍集約して考えると、やはり情報の収集というものが非常に大きなポイントをおさめるだらうと思ひます。残念なこと、現在のその仕組みの中では必ずしも正確な、豊富な資料の入手というものが僕は非常に困難ではないだらうかと。いまおっしゃった資料センターに一体何人の職員がいるんですか。概数で結構です。——いまそこで数字的なものを挙げよと言つても、ちよつとそこで私申し上げる

つもりはなかつたけれども、決して多い数ではない。また金属鉱業事業団の機能にいたしましても、果たしていま言われたような世界に視野を求めて実効効果あらしめるような動きができるのかどうか、私にとっては非常に疑問視するやうな側面があるんです。行革のこういう時期でございますから、あなたがそれをふやせよとかなんとかということを言うことはちよつとはばかりますけれども、しかし現実問題として、日本の将来という生存にかかわる問題を考へてみた場合に、必要な部署というものはやはりそれなりに対応することが、当然求められるであらうというふうに思ひますし、それで、いま申し上げたように的確で、そして豊富なことになりますと、残念ながらその状況というものは非常に厳しいものがあるんでないかというふうに思ひます。ですから、できまますか、実際に。

そこで、やはり外務省の出先があるのですから、そういったところと当然連携をとりながらいろんな情報の入手をする、あるいはそれに応じて探査もするということになるんだらうと思ひます。しかし、その辺が果たしてかみ合つていくかどうかというところの問題もある。そういうことを総合的にやれば一つの方針というものが明確にされません、結局大事なことはわかつていくけれども、行き当たりばつたり、これもやらなくちやならない、あれもやらなくちやならない、そうしていろいろうちに、今度それがいづつのか別な問題に取り組まなければならぬというやうな状況の繰返しでは、いつまでたつても解決の糸口も探れないというのを私は心配するので、そういう面でのやはり機動性というものを發揮することが、これから非常に強く私は求められると思ひます。その辺はどうでしょうね、外務大臣としてどんなふうに対応すべきか。これは外務省だけの話ではもちろんないと思ひます。しかし全部関連がありますから、どこが中心になつてやるもよしというところで、これは本気になつて、やっぱり本腰を据えて取り組まなければなら

つもりはなかつたけれども、決して多い数ではない。また金属鉱業事業団の機能にいたしましても、果たしていま言われたような世界に視野を求めて実効効果あらしめるような動きができるのかどうか、私にとっては非常に疑問視するやうな側面があるんです。行革のこういう時期でございますから、あなたがそれをふやせよとかなんとかということを言うことはちよつとはばかりますけれども、しかし現実問題として、日本の将来という生存にかかわる問題を考へてみた場合に、必要な部署というものはやはりそれなりに対応することが、当然求められるであらうというふうに思ひますし、それで、いま申し上げたように的確で、そして豊富なことになりますと、残念ながらその状況というものは非常に厳しいものがあるんでないかというふうに思ひます。ですから、できまますか、実際に。

つもりはなかつたけれども、決して多い数ではない。また金属鉱業事業団の機能にいたしましても、果たしていま言われたような世界に視野を求めて実効効果あらしめるような動きができるのかどうか、私にとっては非常に疑問視するやうな側面があるんです。行革のこういう時期でございますから、あなたがそれをふやせよとかなんとかということを言うことはちよつとはばかりますけれども、しかし現実問題として、日本の将来という生存にかかわる問題を考へてみた場合に、必要な部署というものはやはりそれなりに対応することが、当然求められるであらうというふうに思ひますし、それで、いま申し上げたように的確で、そして豊富なことになりますと、残念ながらその状況というものは非常に厳しいものがあるんでないかというふうに思ひます。ですから、できまますか、実際に。

ない私は課題だと思ふんです。いかがですか。

○説明員(遠藤実君) 先生御指摘になりましたように、問題は非常に多角的かついろいろな面におつたております関係上、一つの非常にはつきりしたかっこうでの体系が必ずしも、直ちにそういつたかっこうで措置がとられてない、あるいはそれだけにいろいろ面があることは事実でございます。ただ、そういつたことを一応前提にいたしましても、非鉄金属全般といたしましてはいろいろな国際的な意味での情報交換あるいは調整といったものも、現在は鉛とか亜鉛、そういつたものについてございますけれども、これについても、できるだけそういつた対象を広げていくということも一方では必要でないかというふうに考えております。

それから、特定のレアメタル等についてどういふ需給関係になっており、日本がまたその探査あるいは開発に力を入れる必要があるという問題につきましまして、これは外務省のみならず通産省とも十分に協議をいたしまして、またそういつた問題について、特に生産国との関係が問題になるという点としまして、そういつた国との間には経済関係はもとよりといたしまして、そのほか経済協力とか文化等の面でも広く友好関係を樹立していくと、こういうことで対処していく必要があるというふうな考へております。

情報交換につきまして若干戻りますけれども、これは実はOECDあるいはUNCTAD等の参加によりまして、いろいろな緊急会でありましか委員会がございまして、こういつたところに日本としては積極的に参加してきていたわけでございますが、必ずしも全部のメタルについて一つ一つ十分な場が確保されているというわけでもございませぬので、その辺はさらに今後の検討課題かと存じております。

○渋谷邦彦君 希少資源と言われておりますように、使えばなくなっちゃうわけですからね。したがって、これを世界人類が共有しながら平和的に生きていけるといふ、これが基本でなければならぬ

ぬと私は思ふんですけれども、ただ、これも非常に残念なことですけども、軍事的に活用される、そういうためにこういつた希少資源というものが特にやはり米ソ二大國によつて占められておそれはないだろうか。いろいろな資料とか日本工業会あたりの調査によつても、アメリカあたりは備蓄が戦略備蓄というふうな明確な目的がはっきりしているのがあるんですね。その他は大體経済的に安全を保つためにとか平和時のための備蓄であるとか、あるいは民間の備蓄であるとか、日本のように安定化の備蓄であるとかというふう

にいろいろな備蓄目的というものがそれぞれあるように思います。ただ恐れることは、これが傾斜的に軍事的に活用されるということが非常に心配になる。そういつた面を排除する上からも、何らかの形で国際的な秩序とルールをつくる必要があるのではないかと思ふところ、そういつたところに安定供給と道を開くことも必要ではあるまいか、そういつた点について、無資源の日本としてはやはり先頭に立つて、無資源の日本としての責任を、UNCTADにもそれは当然あるでしょうけれども、なかなか具体的に結論は出ないようです。けれども、これは重要な事柄だけに、今後強力にこれも推し進めていく必要があるのではないかという感じがしてならないんですが、そういつた国際秩序あるいは安定供給という面から国際間における話し合いを持ち、そして協定を結ばれるような、あるいは新しいルールづくりというものができるとは、あるいは新しいのか、こういつた点について、政府としての考へ方をお聞かせをいただきたい。

○説明員(遠藤実君) できるだけこういつた一次産品、特にまたその中でもいろいろな今後底が予想される物資等につきましても、やはり国際的な一つの秩序というものはあることが、長期的に需給関係を安定させ、あるいは価格を安定させるといふためにも必要ではないかというふうに一応一般論としては考へられます。ただ、この商品の性質

あるいはその分布等によりましてなかなか従来のパターンの商品協定といった枠組みに乗つかつてこないというものもかなりあるのではないかと、こういうふうに考へておられます。それから、たとえばタンクステン等でございますけれども、これについて、三省間で協定の作成あるいは商品機関の設立といった問題についての検討が行われておりますけれども、こういつた動きに積極的に日本としては参加貢献をしていきたいと思へておられます。ただ、従来の経験からいいますと、ある程度の量の貿易国際取引というものが、その価格形成等があるいはパフファーストックによりあるいは輸出割り当てにより、そういつたことで一つの安定した市場ができておられるというのが従来商品協定として取り上げられておりましたので、なかなか御指摘のオールレアメタルのすべてについてその辺が当てはまるかどうかは必ずしも問題もいろいろあるかというふうには考へておられます。

○渋谷邦彦君 確かに一挙に何もかもということはないと思ふこと、それはできなくていいかと思ふこと、それはできること、日本として必要なものというものを想定して、場合によつてはいろいろな可能性を模索しつつ、あるいは一つのそういうルールづくりというものをやっても決してむだではないんだらうか。いたすらに混乱を起すよりも、むしろ安定供給ができる方向へ道が開けるとするならば、何もかもやはりむずかしいんではなくして、可能性のあるやつもあるわけでしょうから、いまの答弁を聞いておられますと、やっぱりそういうことを強力に進める必要がある。ただいろいろな仕組みが非常に複雑に絡み合っているということは、それも十分自身もわかるような気がするんです。だからと言って、じゃしやうがないんだからという、それではまたならぬということも言えるであらうという点で、やっぱり今後ともまた可能性のあるものをもう一遍そこで整理をしながら、一つでもいい、場合によつて

は二つでもいい、また新しいそういう希少資源についてのルールづくりというものをやるべきではないか、どうでしょうね。外務大臣。
○國務大臣(櫻内義雄君) 希少物資の確保は国家的に重要なことと言つてもいいわけであり、希少物資だけに、下手をすると市場を攪乱させる要素も持つておられるわけですから、先ほどもお話が出ておられるように確実な情報収集に努める、それからそれに基づく調査をする、それから概して発展途上国にそういう資源のある場合がございまして、それをいかにして日本の持つておられる経済協力政策の中で考へていけるか、これは要するに資金の提供であるかあるいは技術協力とかという問題が起きてくると思ふのであります。またきょうす協定の問題から商品協定のあり方、これもやはり配慮をしておしやる必要があるかと思ひますが、渋谷委員のおっしゃる通りに、これはいよいよとなつて必要なものが入つてこない、確保できないというふうなことであれば、これは確信できないというふうなことであります。それからこの種の話が出ておられる御指摘、もうすで一年もたつておられるじゃないかということもございまして、この際、もう一度関係省庁においてこれらの問題を、その重要性を認識し、しっかりと受けとめてこの基本的な施策を確立すべきではないか、いろいろなことを考へておられるうちに、その間にもどんな事態は進行していくのか、ありましますから、従来と来つたいろいろな対策を適切にやるとともに、もう一つその上に御指摘のとおりなことを踏まえた基本的な政策を打ち出すべきだと。私としても先ほど申し上げましたように、関係省庁と協力をいたしてこれらの施策の推進に遺憾なきようになりたいと思ひます。

○渋谷邦彦君 それでは、まず協定に関連する質疑を一応ここでとめておきまして、残りの時間、最近の国際情勢について若干触れたいと思ひます。
先ほど質疑がございましたが、フォーラン諸島についての情勢がきわめて険悪化しつつあ

る方向へ進んでいるようであり、当然わが国としても何らかの対応をいふものが迫られるであろうといふふうに考えられます。伝えられるところによりは、総理あてのサッチャー首相から親書が届いているやにも聞いておりますし、恐らくイギリスの方針に同調していかないかという趣旨のものであろうか。こういった点について総括的にまず最初お伺いをしておきたいと思つて、

○政府委員(枝村純郎君) 御承知のとおり、私もといたしましては、ああいうアルゼンチンによる武力行使ということが発生したということは大変遺憾でございます。これはひとつ柱としてしっかりと立てて対応していかなければいけないといふふうに思つております。同時に、英国とアルゼンチンとも友好国でございますので、これの間の紛争といふものが平和的、外交的手段によつて早急に解決することを望む、こういうことが基本的な姿勢でございます。

先ほどお尋ねのございましたサッチャー英首相より鈴木首相あての親書につきましては、昨日夕刻、在英大使館からこれが届いたしまして、先ほどの質疑でもお答え申し上げましたように、内容としてはアルゼンチンに対する圧力をかけるということに協力してほしいという趣旨で、具体的には武器供給の停止、あるいはアルゼンチンからの輸入の一部あるいは全面的な停止、さらにはアルゼンチンに対する輸出信用の供与の停止でありますか、民間投融資の奨励策を自制してほしい、そんなことが内容でございます。

こういう要請を受けての対応でございますけれども、これについては、まだこの紛争をめぐる情勢は非常に流動的でございますし、先ほど申し上げましたようなわが方の基本的な姿勢というもの念頭に置きながら、関係国の出方を見守つて適切な対応をしていきたいということでございます。

○波谷邦彦君 今回の紛争は大変長い歴史を経過の中で、決して突発的に起こつたということではない、あるいは見方によつては、いまままでイギ

リスあるいは宗主国であるスペインとの間に繰り返されてこつた紛争が続いてきた、そういう経過があるだけに大変厄介な、日本としてもその対応がむずかしい面を持つていてはならないだろう。ただ友好国でありますだけに、どちらにも同調しかねるといふ問題があるんですね。イギリスのサッチャー首相からそういうふうな要請があつたから、じゃそのように経済制裁、まあ武器輸出などということもこれはもともとできるわけはございませんからそれは論外といたしまして、その他の経済制裁についても、やれば一体その報復措置としてどういふことが起こるかということがわれわれはすぐ頭に浮かんできます。申し上げるまでもございませぬが、あそこには三万数千の在留邦人がおります。しかも、嘗々として何十年という長い間築き上げてきたそういう財産等もございませぬ。そういうふうなことの背景もあつたので、非常にとりにくい面があるんじゃないのか。

今度、アルゼンチンの方から日本に対してあるいは内容の違つた要請といふものが来るかもしれない。かといつて、日本がただ要請を受けつ放しというわけにもいけません。願わくば話し合いによつて平和的にこれが解消できることが一番望ましい。すでにもうアメリカのヘイグ国務長官がロンドンへ飛んだということも聞いておりますし、そしてその帰道、ブエノスアイレスというふうなことも伝えられていふようでありまして、こういうことがまともな解決の道であるか、どういふ思ふんでありますか、しかしアルゼンチンの外務大臣の言葉をかりて言うならば、絶対交渉には応じないといふ大変な態度があるやうな姿勢も伝えられていふのであります。

いまままでいろいろな入手された情報をもとにされて、いまま直ちにこういうふうな解決するだろうという推測はできないにしても、これは紛争が拡大する方向に行くのか、あるいは円満に解決する方向に行くのか、そのどちらかだと思つてですね。その円満に解決する方法の中では、英国がアルゼンチンから租借を受けるというふうな形でのそう

いふ話し合いといふものができないかといふようなこともアドバルーンとして上げられていふようでありませぬ。そういうことが、しかし果たして可能性があるのかどうなのかという問題。大変遠い国だけあつて、とかくわれわれとしては無関心になりがちの問題でありますけれども、しかしもうすでに中国が絡み、ソビエトが絡んできている。あのアルゼンチンの占領は正当であるといふようなことを打ち上げている。しかし中国は、むしろやはり平和的に外交折衝を通じてこれを穏便に解決することが望ましいという表明をしております。ところが、中南米のもろもろの国は、いまままでの植民地的支配といふものが頭にあるもので、アルゼンチンに対する批判的なそういう態度を示してきた中でも、このフォークランドについては同調しているといふ、そういうことも伝えられて

いまま直ちにいろいろなふうな絡んでいふ。そういう中で、いまままでの日本とアルゼンチンの関係、日本とイギリスの関係を考えても、どつちにも肩入れができません。さてそこで、日本として平和的な解決をするためには、ただアメリカのそういう仲介だけを待つてはいけません、あるいは時間的な経過を待たなければならぬのか。まあ結局は時間的な経過を待つてみたところか、どちらか一つの方向の結果というものが示されていくのだからと思つておられます。その辺はいま枝村局長の答弁を聞いて外務大臣としてはいままどんな政治的な判断をお持ちになつておられるでしょうか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 最近におけるこの種の国際問題、紛争事件については、たとえばカンボジアの問題あるいはゴラン高原の問題、その都度安保理事會が中心で動いておるわけでありませぬ。また、その安保理事會のつとめた措置といふものはある程度の効果あるいはある程度の抑制措置にはなつておると、こつと思つておられますので、安保理事會の理事の一員の立場がある日本としては、特に安保理事會での行動といふものが重要ではないか、これ

が第一でございます。それから、先ほどの応答で私も認識しなければならぬことは、イギリス、アルゼンチンともに日本としては友好的に本日に至つておるわけでありませぬ。その間にこの不幸な紛争が、今回はアルゼンチンの武力行使といふことによつて事態を悪化せしめたわけでありませぬが、そういう現実を直視いたしますと、何としてもこれは外交交渉による平和的解決の路線に乗せる必要があるのではないかと。幸い安保理事會の一応の決議があつて、そしてこれが大多数で可決をされ、そういう状況のもとにその決議の中で話し合うようにと。それでこの話し合うことについては別段アルゼンチンも異論がない。ただ、前提とする撤兵、撤去といふ問題、これをどう反応するかといふ問題がございませぬが、この外交交渉による平和的解決といふことが考えられると思つて。

それから、日本としていまま一番問題はイギリスからの要請でございますが、この要請につきましては、現在の流動的な状況のもとにすぐイエス、ノーといふ結論を出すといふことはこれはなかなかむずかしいことであり、サッチャー首相の書面の中にも、日本のアルゼンチンとの従来関係から非常にむずかしい問題であろうといふやうな理解を示す文言もございまして、これはいまま流動的な事態をよく検討しながら今後どのように措置するかと、こつと思つておられるかと思つておられます。現在アメリカが調停に動かれておるといふこと、これはお話の中にも出てまいつたわけでございますが、アメリカとしてはイギリスとの関係も深いし、またアメリカの中南米に対する従来関係からして、今回の調停といふものを恐らく両国においても耳を傾けてヘイグ長官の話を聞かれるものと思つておられます。そのことによつて私は打開されるものがあるのではないかと、こつと思つておられるわけでございます。以上、見地から総合いたしました上で、日本としては外交交渉による平和的解決に対しての側面的な支援、あるいはアメリカの調停に対しての理解、支援、そ

いろいろなこと、それからイギリスの要請については、こういう流動的な情勢の中で即断するということではなく、もう少し事態の推移を見守りたい、こういう当面の考えを持っておりませう。

○波谷邦彦君 最後に、もうすでに在日イギリス大使あるいはアルゼンチン大使とも接触を持たれて状況の聴取をされたと思いますが、それはもうなさっておりますか。

○國務大臣(櫻内義雄君) これはなかなかむずかしい問題でございますね。すでに英米大使が外務省の方に来訪をされサッチャー首相の文書をお持ちいただいたことは明白になっておるわけでありませうが、アルゼンチン大使について、こちらから仮に呼びかけるということになりますと、それは方法いかんによるとむずかしい情勢にもなるわけでありませうが、まあアルゼンチン大使の方もこのような大変な事態でありますから、きょうにも種々説明に外務省の方へ来て、いろいろな情報も入っておる段階でございますから、それはそれと受けていいことだと思っております。まあひとまず両紛争当事国の大使のお話を聞く、こういう姿勢で、こちらから何かアクションを起こすというふうことになりませう、その起こし方いかんによつては大変問題になりますので、いまの段階では両関係大使のお話を承ってそれをよく検討分析をしていくと、こういうことでございます。

○委員長(福嶋一郎君) 午前の質疑はこの程度とし、午後二時三十分まで休憩いたします。

午後一時七分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(福嶋一郎君) ただいまから外務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○宮崎正義君 協定と条約の案件に入る前に一言お伺いをいたしたいことがありますが、高島駐ソ大使が本日出発をされて、今回の日ソサケ・

マス交渉について、本来ならば七日からモスクワで開かれることになっていたのが本日まで不及んで、何か十三日ごろから会議が行われるということでございますが、高島駐ソ大使に何らかの指示をなさいましたかどうか、大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。

○國務大臣(櫻内義雄君) 高島大使赴任に先立ちまして私と打ち合わせがございましたが、その時点では大抵御質問のようなことがございませんでしたので、別段この件について特に指示を与えておりませぬ。

○宮崎正義君 毎回大事なことから、恐らく大臣が御心配なさって早期妥結のために何かお話があったかと思ひましたのでお伺いしましたので

そこ、過去四年間早期妥結で成立をしましりまして、今回もこういう安定的な継続ができるかどうか、予定されております十三日から交渉に入るかどうか、その辺のことについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(加藤吉弥君) ただいま先生御指摘のとおり、ソ連側は予定の七日の直前になりまして技術的な理由、準備不足、さらに詳しく申し上げますと生物学的な統計資料が出そろっていないという理由から、十三日開始ということ新たに提案してきた次第でございます。日本側としては、一日も早く交渉を開始したいということで、モスクワにおきまして鋭意ソ連側と折衝している状況でございますが、現在までのところソ連側の態度は非常にたたく、恐らく十三日以前の交渉開始はきわめて困難であらうと、かように考えております。

ただ、サケ・マスの漁期との問題もございませうし、また国会に協定の御審議を願うという日程もございませうので、開始は若干例年よりはおくれることになりませう、できるだけ早期に交渉をま

とめて、実際の出漁等に支障ないように万全の努力を傾ける所存でございます。

○宮崎正義君 操業がおくれるということは、予定しております漁民の人たちにも相当な生活権がかかってくることでございませうし、また交渉問題につきましても、漁業協力費の問題も含まれておりまして、かなりのことが要請されるのじやなからうかという疑念もあるわけですが、水産庁の方のお考えはどうでしょうか。

○説明員(真鍋武紀君) 交渉の見通しにつきましては、交渉開始の直前でございますので、現在のところ何とも申し上げられないわけでございます。しかしながら昨年十一月に日ソ漁業委員会を開きまして、この席におきましてサケ・マス資源につきましてもソ連側から資源見解が表明をされております。ソ連側の資源見解から見ますと、わが国のサケ・マス漁獲に對しましてソ連側は相当厳しい態度で臨んでくることも予想されるわけでございます。しかしながら政府といたしましては、わが国のサケ・マス漁業の維持、安定を図るというふうな基本方針のもとで努力をしましりたいというふうな考えでおるわけでございます。

御指摘の日ソサケ・マス漁業協力費につきましても、ソ連側からは本年の交渉におきましても要求がなされるものと考えられるわけでございますが、交渉の直前でございますので、この問題について発言することは差し控えていただきたいと思います。いずれにいたしましても、サケ・マス漁業の安定的な維持、継続を図るというふうな見地に立つて粘り強く交渉を続けてまいりたいと思ひます。こういうふうな考えでございます。

○宮崎正義君 先ほどソ連側の延期の理由について、生物学的統計資料が不備のためという一つの理由が述べられましたけれども、いま報道されておりますところのソ連の国政の変動があるやもしれぬというふうな報道があります。それらのことには関係ないと思ひますが、その辺のことは一切関係ないと判断してよろしゅうございませう。

○政府委員(加藤吉弥君) ソ連の国内、特に政府内部のことでございますので、私どもとしてもつ

まびらかな事情は承知しておりませんが、従来のこの種の交渉の経緯とか、その他諸般の情報を合わせて考えてみましても、今回のサケ・マス交渉の遅延がソ連の首脳部の異動とかあるいは変化とか、そういうものとかかわり合っているという確証は持っておりませぬ。恐らくそういうことはないと私どもも信じております。

○宮崎正義君 ともあれ、この日ソサケ・マス交渉につきましても大臣も相当なお考えをお持ちだと思ひますが、改めて大臣のお考えをお伺いをしておきたいと思ひます。

○國務大臣(櫻内義雄君) 過去の交渉経緯を見ますと、大体一週間前後で交渉が終わつておるよう

に思ひます。そこで現在予定されておる十三日から交渉開始ということになりますれば、漁獲の上で支障のない時期には妥結ができるのではないかと、機械的といましようか時間的と申しませうが、そういうふうに見受けられるわけでございますが、当方が予定しておるように進んでない過去の事例もしばしばございませう、今回は不漁の年ということも言われておりますので、その辺を懸念をいたしておるわけでございますが、この交渉に際しましては、漁民の皆さんに御迷惑のかからないように当方としては誠意を尽くして交渉をするように努めさせたいと、このように思つております。

○宮崎正義君 過去に農林大臣もお務めなさつたので、十分この問題については大臣は御承知のことと、いまのお話を伺ひまして一層強く御決意を聞いたような思ひで承つておりました。

そこで、コホア協定についてお伺ひします。

緩衝在庫操作にも非常に売りが多くなつてきて在庫資金も不足が出てきたというふうな言われ

ておりますし、この協定には、生産国としての象牙海岸が価格帯の水準が同国の要望に比べ低いという不満、そういう理由で不参加であるとか、あるいはマレーシア等も準備不足のために参加しな

つたとか、また一方には、消費国の大國であるアメリカが価格帯が高い理由で不参加であるとか、

アメリカにはまだもう少し違った理由もありませんが、その他、カナダ、オーストラリア等大きな消費国がまだ不参加であります。これに対し、日本としてどう手を打っていかれようとするのか、この辺のことについてお伺いをしたいと思います。

○説明員(遠藤実君) 御指摘のとおり、一方におきましてはアメリカ、カナダ、豪州等の大口消費国が、それからまた生産国の方におきましては最も大口の象牙海岸が入っていない、不参加を表明しているということもございます。わが国といましては、こういった一次産品問題の解決は、まあ生産国とそれから消費国、これの相互協力によって達成されるべきものであると考えておられます。そういった意味で象牙海岸及び米国等の主要な生産国、消費国が協定に参加することがぜひとも望ましい、こう考えております。したがって、わが方がこの協定に参加いたしました際には、いま申し上げましたような諸国はもちろん、そのほかマレーシアであるとか、トーゴその他の国につきましても、この協定に参加するという方向で、他の協定加盟国とも協議していきたいと思っております。

○宮崎正義君 御案内のように、発展途上国の多くは輸出の大部分を一次産品に頼っているという事は言うまでもないことでもあります。その意味で、一次産品の価格安定というものが発展途上国の経済発展のためには欠かせない条件であるという事は御案内のとおりであります。レーガン政権になると、国連援助は必ずしも同盟国強化にはつながらないというふうな姿勢を強く打ち出して共通基金への出資、協定の批准を見合わせているという、こういったようなために、現在は二十一年カ国しか批准をしていないという問題点、いま申し上げましたように、一次産品共通基金の設立が非常に危ぶまれてきているという状況の中において、大臣がベルサイユのサミットにお出かけになります。この一次産品問題についてレーガン大統領に重要な問題として話し合いをなさるかどうか、

か、このことを一言お伺いをいたしておきたいと思っております。

○国務大臣(櫻内義雄君) アメリカが第一勘定に對する最大の出資国でございますから、その参加が本件協定の発足についてきわめて重要であるというところは申すまでもございませぬ。そこで、お話ししたベルサイユ・サミットの場合には適當の場において、アメリカに対して早期締結の方の呼びかけをして、みる考えでございます。

○宮崎正義君 緩衝在庫の資金の確保というものは、健全な運営に将来及ぼすわけですから、ぜひその点を強調させていただいて、先進国である私どもが、発展途上国をこのように発展させていくという歴史にも残していくようなことになるわけですから、その辺よろしくお願いをしておきたいと思っております。

時間の関係がございますので、コア協定はそれだけに郵便条約の方に入りたいと思っております。問題点だけを提案をしておきまして、お答えを願いたいと思っております。

一つは、今回のこの条約の中で新たな改正点の一つとして、第三条の連合への加盟の条件として、現行の条約では加盟国の三分の二以上の承認が必要であったものが改められまして、加入の正式の宣言だけあればいいんだというふうなことになる。加えて、加盟した後いろいろな地域内で問題点が起きないかどうか、その辺が心配の一つです。また、これの地域内の関係諸国は四十四カ国あるように伺っておりますが、四十四カ国あります。未加入の理由はどんなふうなものであります。また、角度を変えてもう一つお伺いしたいことは、この郵便物を取り扱っております国内の郵便局の方々の勤務状態で非常に心配な点があるのは、毎年、研修生というのを十五名あてつくりまして、そして外国郵便物の処理に当たっているというところであります。この業務に当たっている研修生がどういうふうな配置になって、どのような今日現況であるか。現在やっている人数で

足りるのかどうか、その辺のことが心配なわけです。行革云々で人減らしの問題等があります。先ほども渋谷委員の質問にもありましたように、不足して労働過重のところにはやっぱりそれ相応の対応をしなければならない、こういう観点の上から、研修生の問題について郵政省の意見等もお伺いをしておきたいと思っております。

○説明員(遠藤哲也君) 宮崎委員の御質問の最初の二点、私からお答え申し上げます。最初の点でございますけれども、今回の改正条約によりまして、この地域の資格のある国はだれでも手を挙げればこの条約に入れるということになったわけでございます。これはむしろ、なるべく多くの国がこの条約に入ることで、いわゆるこの地域の郵便業務の改善とか利用者の利益のために、むしろ非常によく言ったのではないかと、こういうふうな考えでおるわけでございます。

それから第二番目の点でございますが、この条約の地域、つまりアジア・太平洋地域、これはイランから東側のアジア及び太平洋でございます。これに値します国は全部で三十九国でございます。このうち現在の条約に入っておりますのは十六カ国、したがって十四カ国が残っているわけでございますが、アフガニスタン、ブータン、ビルマ、フィジー、イラン、民主カンボジア、モルジブ、ネパールそれからナウル、北朝鮮、トンガ、ペトナム、トバル、モンゴル、以上の十四カ国が現条約には未加盟国になっております。この国々につきましてももし希望すれば新しい条約ではいつでも入れると、こういうふうになっております。

○説明員(梶谷隆一君) 先生御指摘の三番目の問題について、私から御回答申し上げます。外国郵便訓練は、外国郵便専門局におきます郵便業務に必要な専門知識それから技能を有します中堅職員を養成することを目的といたしまして、昭和二十九年から始められております。全国の郵便局の職員の中から選抜されました約十五名を対

象といたしまして、一年間の訓練を行っておるわけでございます。この一年間の訓練課程のほかに、全国の郵便局におきます外国郵便事務を取り扱う上で必要な専門知識を修得させるために、郵政研修所それから外国郵便専門局で毎年約四百名ほどの職員を対象とした訓練も行っております。さらに、英語会話とかあるいはフランス語につきましては、部外の専門の学校に委託して訓練も行っております。

○宮崎正義君 取り扱っている郵便量がふえている状態から考えて現状のままではいかうのかどうか、その辺のことを本来ならばきょうは郵政大臣にでも来ていただいでこの問題を掘り下げていきたいつもりでございますが、それはできませんので、その辺の事務量の問題、労働力の問題、それらの点について十分であるのかないのかということをお伺いしたわけなんです。その回答。

○説明員(梶谷隆一君) 事務取扱量に比べて研修生の数が十分かどうかという御指摘でございますが、先ほどちょっと触れましたように、外国郵便専門の一年間のコースというものは、これは十五名ほどしか訓練をやっております。けれども、そのほかに、短期ですけれども外国郵便関係のやはり訓練というのを四百名ほど行っております。たまたま東京にありまして国際郵便局というところでは、これらの研修を受けた職員が約百名配属されております。そういう点で、現在の訓練でいまのところは十分というふうに考えております。

○立木洋君 協定のお尋ねに入ります前にちょっとお尋ねしたいんですが、最近、新聞の報道によりますと、大分大詰めに来ているように言われております。いわゆる対韓援助の問題ですが、大体どういう段階までいま来ているのか、また、その過程の中でどういう点がほぼ固まり、また、どうい点がまだ残されているというふうな考えたいのか、そこあたりの状況を少し御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(木内昭胤君) 御承知のとおり、二回

にわたりまして実務者協議を行いまして、とりわけ二月中旬に東京でやりました実務者協議には大蔵省等の経済官庁も加わりまして、かなり詳細なデータを入手いたしますとともに、先方の詳細な説明を承ったわけでございます。それをもとにしまして検討の結果、三月十九日には私どもの大まかな考え方というものを先方に伝えたくわけでございまして、すなわちこの十一のプロジェクトのうち、収益性の低い社会インフラ開発の分野の事業につきましては、経済協力基金の円借款がなじむのではないかと、しからざるものにつきましては輸出入銀行の御融資がなじむのではないかとというように、商品援助というのにはなかなかむずかしいんだというところも先方に伝えたくわけでございます。

これに対して先方から、日本側の考え方というのにはなかなか厳しいと、韓国は国際収支の面でも現在非常に困っておる、とりわけ世界の景気も後退したままであり輸出も思わしくないという意味から、国際収支上の困難にも遭遇しておるのであって商品援助という側面も考慮いたただけまいかと。それから、輸出入銀行ということになりますと、条件も基金の円借款に比べてはるかに厳しいので、できる限り円借款で取り上げてほしいということも四月の初めに申し越してきたわけでございます。したがって、日本側と韓国側の考えの間には相当の開きがございまして、その意味におきましては、現在、日韓交渉は難航いたしておるわけでございます。また、私どもに限って申しまして、各省庁のそれぞれのお立場もございまして、必ずしもそこら辺の調整がまだだしというものが現状ではないかと思われるわけでございまして。

○立木洋君 外務大臣、お見通しの方はどんなふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(櫻内義雄君) ただいま木内局長からお答えをしておるうちに、まだ目算が整ったというふうな状況には立ち至っておらないのであります。

す。

きょう韓国から前田大使が帰られまして、大使がどのようにこの交渉の経緯を受けとめておるか、韓国側の姿勢についても一つ突っ込んで話してみたいところ思っておる段階でございます。また韓国側がわが方の中間回答に対していろいろ意見を述べましたことについても、当方がこれについての特段の意思表示をしておらない段階でございますので、なお若干の期間を要する見通しでございます。

○立木洋君 局長、いままで韓国に対して行ってきたいゆる援助のやり方といえますか形式といえますか、それと今後進めようとしておる、まだ決まっていますけれども、どういふ点での違いが出てきておるでしょうか。

○政府委員(木内昭胤君) 国会でもたびたび御答弁申し上げておるわけでございますが、私どもとしましては、日本政府の経済協力の一般的な方針に即して対応するということを韓国側にも御説明申し上げておるわけでございます。それにつきましては韓国側もだんだんに御理解をいただきまして、したがって先ほど触れました実務者レベルの技術的な意見の交換あるいは資料の突き合わせ等は、これは従来から私どもがやってきた方法にのっとっておるわけでございます。したがって、今回改めてそのようなやり方を変えるつもりはございませんで、それぞれのプロジェクトにつきましてさらにフィージビリティスタディ等々を重ね、現地には、仮にあるプロジェクトを取り上げることが決まったならば、そのプロジェクトについての調査団を現地に派遣する等の作業を経まして、大まかなところが決まりましたればそれにつきまして合意に到達すると、合意は交換公文に盛り込まれるわけでございまして、閣議の御決定を経まして固まるわけでございます。そういう仕組みというものは、ほかの国に対してもまた従来韓国に対しても行ってきた方法でございます。

○立木洋君 この際一言大臣のお考えもお聞きしておきたいんですが、安保絡みの援助という点については大臣のようにお考えでしょうか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 過去におきまして要請があったときに、背景説明としてそういう話が出たこともあるというところは聞いておりますが、私が就任後に韓国側から受けた要請の中に、そういうようなことはみじんもないわけでございます。局長の方から申し上げておるように、十一のプロジェクトは日本の経済協力の基本方針に沿う経済関係のものでございまして、またそれらのプロジェクトについて、二回にわたる実務者会議において先方からいろいろ御説明をちょうだいしておりますが、その間にございまして、いまお尋ねのようないふ点でございまして、そういうことは全くないと思っております。

○立木洋君 それで、こういうふうには理解していただいましょうか、安保絡みという点では当然大臣のお立場としては賛成しない、現在の進めでおる状況では安保絡みという点では歯どめがかかっている、そういうことにはならないだろうというふうにお考えでいいでしょうか。

○国務大臣(櫻内義雄君) そもそも基本となりましては経済五年計画、その内容からいたしまして、もそういう懸念はございませんで、そしてその中で、特に日本に対してこれらの点に協力を求めたいというものが参ったのでありまして、それを検討の結果が、収益性の伴うものについては当方より、これは輸銀の関係ではないかとか、この辺はODAでいけるかとかというふうなふうな話を取り進めてまいりまして、その経緯からいたしまして基本の五年計画の中からいたしましたも、またその中で特に日本に要請をいたしました今回のプロジェクトにいたしましたも、これは一昨年来の韓国の経済情勢、民生の状況からしたことから計画であって、その中に安保絡みのものというものは全くございませんで。

○立木洋君 きょうは協定と条約ですから、この問題については次の機会にもう少しお尋ねすることにして、次に協定の点でお尋ねさせていただきます。

最初にコウア協定についてですが、この協定が一九七二年に成立してから七〇年代市場価格が協定の価格帯を上回るという状態で全く機能しなかつたわけですね。八〇年代に入って、とりわけ最近コウアが過剰基調で価格が低迷しているというふうな状況を聞いておるわけですが、この価格がなかなかむずかしいとは思いますが、価格がどのように今後なっていくか、その見通しがもしわかりましたらお尋ねしたいんですが。

○説明員(遠藤実君) 御指摘のとおり、過去しばらくの間非常に高値が続いておりました。そこで、特に昨年六月でございまして、月平均で一ポンド当たり〇・七五ドルというふうには下がってきておりました。ところがその後この協定の発効が明らかになった昨年七月以降は上向きに転じておる。そして九月の末には一・〇五ドルまで回復しているというところでございまして、ある意味ではなかなか高下を激しくも言えますので、今後非常に正確にこれを見通すことは若干困難を伴うわけでございまして、国際コウア事務局が発表したところによりますと、今後とも過剰基調に推移するということでございまして、まあいけば軟調基調に推移するのではないかとというふうな考えられております。

○立木洋君 コウアの緩衝在庫が二十五万トンですか、というふうには言われていると思うんですが、これは世界の貿易量から見たら大体どれぐらの比重になるのでしょうか。

○説明員(遠藤実君) いまちょっと正確な数字は後ほど御説明申し上げたいと思っておりますけれども、およそいまラフに、簡単に計算したところによりまして、恐らく〇・二%ぐらいではないかという感じでございます。

○立木洋君 〇・二%というのはちょっとおかしじやないでしょうかね。世界の貿易量が約百十

万トンをかなり一割余りになるんじゃないですか。緩衝在庫が〇・二％というのでは全く機能しない、どうですか。

○説明員(遠藤実君) 大変失礼をいたしました。これはちょっと計算が違っておりまして、二五％ということになります。

○立木洋君 二〇％余り、つまり二五％ぐらいだと緩衝在庫として大体機能するというふうに見るとは、国際的な常識としては妥当なんじゃないですか、どうなんですか。

○説明員(遠藤実君) 確かに通常は二〇％ぐらい、あるいは二五％ぐらいが緩衝在庫としての機能を果たすために必要なのは適当な量というふうに考えられているようにございます。

○立木洋君 この二十五万トンの緩衝在庫をつまみあれる資金ですね、いま資金はどれぐらいあるんでしょか。

○説明員(遠藤実君) 二十五万トンを購入する場合に、どの価格で購入するかということが一つ問題になりますけれども、下方介入価格というのが一つございます。これが一・一ドルでございますけれども、これではいきますと六億六千万ドルでございますが、現在千九百七十二年度協定と七十五年度協定から引き継がれた資金が二億二千百万ドルでございます。そういうことがございまして、この一ヶ月、八万八千トンの在庫を購入したわけでございますが、この時点で二億八千万ドルが使われまして、そこで資金の不足に直面するということになったわけでございます。

○立木洋君 ゴッと計算して六億から七億ドルぐらいですか、それが二億数千ドルという状態ですから大変不足しているわけですが、この不足した状態、これは緊急事態になった場合にどういうふうにして補うというか、解決をつけるのか。そこからあたりはどういうふうになっているんでしょか。

○説明員(遠藤実君) 現在、この緩衝在庫の管理官といいますか、これがいろいろ奔走しているわけでございますけれども、まず国際コーポラ理事会

といたしましては、拠金を本年の十月からポンド当たり一セントから二セント引き上げる、それから緩衝在庫の管理官に対しまして、市中銀行から借入契約を行う、それからまた融資を申し出ている銀行とも借入交渉に入るということを指示しているわけでございます。銀行からの借入金額がどの程度になりますか、ちょっと明らかでございませぬけれども、いずれにしても、場合によってはまた拠金の三セントへの引き上げということも必要ではないかという討議もございまして。

○立木洋君 これは一次産品の共通基金が発効しておれば第一勘定から出すことができるのだと思っております、今日南北問題の解決の上でこの一次産品の共通基金ということがきわめて重要視されているわけですが、この一次産品の共通基金に加入してない主な国というのはどういう国があるんでしょか。

○説明員(遠藤哲也君) むしろ加入といいますが、批准をしております国が現在二十二カ国あるわけでございます。したがって、その二十二のうちで先進国グループにつきましては、日本、イギリス、豪州、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、以上七カ国が先進国から批准をいたしております。それから発展途上国の方では、現在十四カ国批准をしております。それから中国が批准をしております、合計二十二カ国でございます。

○立木洋君 ソ連など社会主義の国が加入してないのは、これはどういう意味でしょうか。

○説明員(遠藤哲也君) この点まだ承知しておりません。

○立木洋君 大臣にお尋ねしたいんですが、やはり私はソ連など社会主義国としても、当然こういう一次産品の共通基金に積極的に加わって、それで国際的なそういう経済問題に対して役割りを担うべきだと思っております、これが全然加入しないというところは、これもよくないんでないかというふうには私は思っているんですが、大臣、いかが判断なさるでしょうか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 東西の関係というようなこともございまして、しかしこの有力国であるソ連が加わっておられないことに對して懸念をお持ちになる、ソ連もまた国際的な役割りを担うべきだと、これはおっしゃるとおりにも私も受けておるわけですが、ただ私はその経緯について十分知識を持っておりませんので、ただ客観的にそういう判断をすべきかどうか、その辺はちょっとわかりかねますが、御見解につきまして十分理解ができるところでございます。

○説明員(遠藤哲也君) 立木委員の御質問に對して若干補足説明させていただきますのでございまして、日本はなるべく多くの国が早く入っていただきたいということ、たとえば最近開かれたUNCITADの理事会、それから昨年でございますいたすけれども、国連総会におきまして早く多くの国が、少なくとも必要最低限の国がこの協定を批准して、協定効力が早急に実現されますように呼びかけてきております。

○立木洋君 これは聞くところによれば、この発効の条件というのが加盟国が九十カ国ですか、それで第一勘定の出資が現在は決められた額の二〇％ぐらい……

○説明員(遠藤哲也君) 二二％でございます。

○立木洋君 二二％で任意の拠出金、これは九十数％までいっているんですか。そうすると、加盟国が九十に對して二二というの非常な少ないうえです、ですから、これは先ほどの話み上げたあれからしましても、先進国の中でもやっぱりアメリカが加入してない、それからソ連なども加入してない。これはいま言われましたように、当然積極的に呼びかけていると申していますが、このUNCITADの事務局長のコレア氏自身も、日本の南北問題での果たす役割りが非常に増大してきたと、だから、今後の途上国援助は日本の役割り、こういう点に期待をするというふうなことも述べられているわけですが、こういう一次産品共通基金の加入に對して、他国に對しても、こういうアメリカあるいはソ連などのところに対して

も積極的に働きかけて加入させるというようにしては、いかがかと思っております、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(櫻内義雄君) そういう強力な国が参加されるのが好ましい。先ほどアメリカについて、機会があれば大いに勧めたいと、こういうことを申し上げてきたわけでございますが、ソ連につきましても同様のことが言えると思っております、ただ私は、現状に至るまでどうしてソ連が外れておるかという点については、その経緯を十分存じ上げませんもので、御見解をよくわかるということをお聞き上げておるわけであります。

○立木洋君 その点御検討いただいて努力をしていただきたいと思っております。

それからコーヒー協定ですが、これは成立してからの経過を見てみますと、やはり輸出割当を導入する価格、この問題をめぐっていろいろ経緯があつたというふうであります、また今度の指標価格が改定されたというふうな後に至つては、今度はこの輸出割当と量の規模だとかあるいは国別の配分だとかをめぐっているというふうなところがあります、そういう対立があるように聞いているわけですが、それからこの輸出割当で制度というものは価格が高騰するときは割当で停止されるというわけであつて、価格が下回って初めてこれが導入されて機能する。しかし、実際にいまこの輸出割当で行つても十分に機能してないではないか、価格の状態を見ると、そういう感じもするんです。ですから、現在のこの輸出割当で制度というので、コーヒーの価格の安定ということを図る上でこれで十分だということが考えられることができるのかどうなのか、どうも疑問が残るわけですが、この点はどういうふう

に判断されておられるのでしょうか。

○説明員(遠藤実君) 御指摘のとおり、確かに輸出割当の適用に關しましていろいろな利害の対立があることは事実でございます。それからまた、確かに輸出割当の制度というのは一定価格以下への価格の下落を防止するというメカニズ

ムになつてゐるわけでありまして、上昇している場合にそれを抑制するための具体的な措置が盛り込まれていないということも事実でございます。したがつて、価格が上昇しているときに消費側として受けるメリットはそれ自体としては乏しいものになつてゐることはございませぬ。ただ、一定価格以下への価格の下落を防止するということは長期的な供給力を維持するというところで、結局消費側にとつても長期的にはメリットを有する、こういうふうな考へてゐるわけでございます。ただ、もちろんその輸出割当で制度に限界があることは事実かと思ひます。

○立木洋君 午前中でしたが、同僚議員からもお尋ねがあつたと思ふんですが、緩衝在庫という点で言えば、確かに品質がいろいろたくさんあるとかあるいは規模が、貿易の量が大変な量に上るとかその在庫をどこに置くかだとかいろいろ問題があることは確かですが、輸出割当で当てる制度だけでは、価格が高騰したときにどうするかという問題がやっぱりあるわけですね。コーヒの量というものは日本でもほとんどないきて大分コーヒを飲む人も多くなつてゐるというわけだし、もう少し何か積極的にこの問題でコーヒの価格の安定、需給の安定を図るような緩衝在庫の問題でも積極的に検討する必要がある。他の方法がないのかどうなのか。ただ、十分ではないけれども何かなるだろうということでは本側としてはこれを済ましていくのか、そこらあたりはどうなんですか。

○説明員(遠藤実君) 緩衝在庫の制度でございませぬけれども、現行の協定におきましてもその可能性は研究するということになつてゐるわけでございます。しかし、まさに先生御指摘になりましたように、緩衝在庫につきましては、コーヒの場合に交易量が大きいとか、それからさらに銘柄とか品質が非常に多岐にわたつてゐるということ、緩衝在庫について非常に技術的な困難な点があるということ、それから多額の運用資金を伴うということがございまして、可能性は研究することに

なつてゐるわけですが、なかなか具体的な作業に入るといふふうな機運はないということもございまして、ごく一部の国からその必要性は主張されておられますものの、具体的な提案という形では出ていないのが実情でございます。

○立木洋君 現存する商品協定にしても、いろいろまだ不十分な問題があつたりするわけですが、それから一次産品の共通基金の問題では、先ほどのように九十カ国にはほど遠い状態だと。ですから、やはり外国に資源を依存するわが国としてこの問題は、そういう一次産品に依存してゐる国々がまだまだ途上国としては多いわけですし、こういう国際的な経済のあり方の面でもっと積極的な日本の国として役割りというか、問題を提起して、商品協定がうまく機能するような、そういうような点でも日本としてはもっと努力する必要があるのではないかと、いふふうに考へるわけですね。こういう点で、ただ前向きに御検討いただきたいというふうな御意見を伺つておきたいと思ふんです。

○国務大臣(櫻内義雄君) ただいま御所見を交へてのことでございますが、これらの協定を進める上におきまして、御意見大変結構なことと思ひます。

○立木洋君 じゃ、郵便条約のことについて今度お尋ねをしたと思ふんですが、低減料金の問題ですが、船便による書状、はがきはこれまでの二五%引きから一五%引きになる、実質一〇%の値上げということですが、どういふ事情でこういうことになつたのか、その事情をちょっと御説明いただきたいと思います。

○説明員(梶谷陽一君) A P P U の加盟国の数が増加してきてゐるわけですが、その増加に伴ひまして加盟各国の財政事情などから、従来の引き下げ幅のままですと、条約に定められておられます低減料金を設定することができないという国が出てきたためでありまして、そういうわけですべての加盟国が条約に規定されてゐる低減

料金の限度内において適正な料金を設定することができるよう緩和されてきてゐるわけでございます。またこの引き下げ幅の緩和によりまして、今後はこの域内の多くの国がこの連合に加盟することも予想されて、またそれが連合の発展にもつなるといふふうに考へておるわけですね。

○立木洋君 このアジア太平洋郵便条約のこれまでの低減料金が一九六五年の第一回大会議からずつと料率に変化してきてゐるわけですね。これに対する日本側の対応がどうだったのかということが一つと、それからもう一つは、いま言われた万国郵便連合ですね、U P U、これが第一回大会議から現在に至るまで基本料金が変化してきてゐるわけですね。それに対して日本政府としてはどういふふうに対応してきたのか。この二つの流れと日本政府との対応をちょっと説明してください。

○説明員(梶谷陽一君) U P U の基本料金の方でございますが、これは大会議を開催することにこのところずつと改定をされてきております。最近の例ですと、東京大会議それからローザンヌ大会議、それから先般、七九年の秋に開かれましたリオデジャネイロの大会議、いずれも基本料金は改定されてきております。このU P U の基本料金の改定に伴ひまして、日本から差し出します外国郵便料金、この改定もこの条約の発効とともに改正をやってきております。ほぼ同時に改正をやってきております。

そういうわけで、このU P U の基本料金の方が変わつてきますと、A P P U の方の低減割合をそのまま据え置いておく場合であつても、このA P P U の方の低減料金はU P U の料金の改定幅と同じ比率で動いておられます。ところが、わが国につきましては、このA P P U の加盟以来、この低減割合の率というのは、当初が六〇%、それから先般のメルボルンのA P P U 大会議では七五%、それから今度の大会議では八五%に改定されてきておられますけれども、わが方はこの加盟以来ずつと六割を適用してきております。

○立木洋君 このアジア太平洋郵便条約での低減料金の料率については、いま申されたように変化はしてきてゐるけれども、日本側としては変へないでつづつきた。U P U の方は基本料金は上げてきてゐるわけですね。今回の場合、アジア太平洋郵便関係の低減料金の料率でいきますと、書状が大体九十三・五円ぐらいになつて、はがきが六十八円ぐらいになるのだと思ひますが、当然今回の場合は、これは値上げが可能になつても値上げはしないのでそのままとどめという態度は守つていかれるらうと思ひますが、いかがですか。

○説明員(梶谷陽一君) 私どももいたしましては、この条約の発効を機にしてA P P U の料金を引き上げるといふことは、当面は考へておりませぬ。

○立木洋君 当面はと申すのは、その当面というのがなかなかわからぬのですよ。きょうは当面だけれども、来月になつたらもう当面でなくなつてしまふようなニュアンスがあるので、もう少しはつきり、やはりいままでつづつと低減料金の料率が変わつても上げてこなかつたわけだから、今回もその点は堅持してまいりますというふうな言つていただければと大変安心するんですが、当面という言葉でいいかげんに言われるとちょっと困るので、そこらあたりをちょっと明確にしておいていただいて私の質問を終わりたいと思ひますが、いかがですか。

○説明員(梶谷陽一君) いまのところこの六割という低減の割合でいきたいというふうな考へております。いずれにしても、この条約の施行に伴つて六割を七五%なりあるいは八五%にするということは考へておりませぬ。

○本島則夫君 最初に協定、それから条約関係の質疑をいたしました、その後、当面する日韓経済協力問題、時間がありますれば日本とA S E A N との関係について言及をしたいと思ひます。

まずコーポ協定からお尋ねをいたします。

最大の輸出国である象牙海岸と最大の輸入国で

あるアメリカとが不参加のために、昨年の八月一日から暫定的に協定を発効させたということになります。最大の輸出国と最大の輸入国がともにらち外者というかアウトサイダーになることによつて、協定が十分に機能せず、価格の安定という本来の目的を達することができなくなるというおそれはないかどうか、これが第一点。したがつて、協定を有効なものにするためにアメリカに参加を促すつもりはないか。まずこの二点についてお答えをいただきたい。

○説明員(遠藤実君) 確かに大生産国、大消費国がこの協定に参加していません。したがつて、むしろこれは完全な意味で価格の安定ということが有効に達成されるかどうかにつきまして全然不安がないわけではございません。しかしながら、暫定発効の場合でも協定上緩衝在庫の規模は縮小されていき、それからこういつた諸国の参加なしに暫定発効して、この緩衝在庫の運用が開始されたということではございまして、この運用が行われてきた昨年九月以降は、コプアの市況も改善を示してきているということで、暫定ではございませうが協定発効の効果はあらわれていると、こう考えております。

他方、アメリカ側の参加でございますが、わが国が協定に参加いたしました際には、こういった国が参加するようほかの協定加盟国とも協議したいと考えております。

○木島則夫君 ところで、その交渉の過程では、アメリカは緩衝在庫の財政基盤を強くするために拠金額の引き上げのほか、政府の義務出資の導入を主張したわけですが、わが国はEC諸国、ソ連などとともに新たな財政負担に難色を示したということも聞いております。

緩衝在庫の運用に必要な資金を確保するために、アメリカの主張するような財政支出を義務づけられないでも、拠金額の引き上げだけで十分だという見通しなのかどうか、この辺もお尋ねをしておきたいと思っております。

○説明員(遠藤実君) 確かに緩衝在庫資金の不足の問題がございまして、したがつて本年の十月から緩衝在庫への拠金が現行の一本立て一セントから二セントに引き上げられるということになっております。これによりまして、一応試算では約一万吨分、二千六百六十万ドルの増収が見込まれるということになっております。

○木島則夫君 すが協定に関連しまして、アメリカは第五次協定になって初めてこれに加わつて、第六次協定の採択会議にも参加していたのだけれど、昨年の十月に一転してこの協定に加盟しないことを明らかにした。この協定は、附属書に掲げられた生産国の百分率の総計と消費国の百分率の総計のそれぞれ八〇%を占める国が批准書を寄託することによつて発効することになっているが、アメリカが加盟しない場合、同国が附属書の百分率の二六・九一%を占めるために消費国側の百分率が八〇%に達しない。したがつて、七月一日以降の確定発効の見通しが立たないことになつて、暫定発効という手続によらざるを得ないといふふうに思つておられますけれども、米国の参加の見通しはどうなんでしょうか。

○説明員(遠藤実君) 米国は、御指摘になりましたように第五次に参加いたしました、第六次協定につきましても交渉には参加したわけではございませうが、最終的には結局生産国と消費国の利益が均衡していないと、こういう主張をしております。そこで昨年の十月に第六次協定には参加しないという発表を行つております。そこで、当面はその参加の見通しはないといふふうに考えております。

○木島則夫君 このすず協定にしろあるいはコプア協定にしても、ともに一次産品共通基金との関係についての規定があるわけですね。同基金は、商品協定の緩衝在庫のために資金を融通することを中心とするものであるけれど、同基金の当初の発足目標である三月三十一日を過ぎても発効要件の一つである九十カ国の批准は得られず、わずかに二十二カ国が批准したにすぎない。一体、

九十カ国というような国の批准を要するという要件が厳し過ぎるということはないかどうか。また、この基金発足のもう一つのネックは、アメリカが多国間援助よりも二国間援助を重視する對外援助政策の変更を理由にして批准を拒否しているということですね。鈴木首相は四月三日の参議院予算委員会で、ベルサイユ・サミットでアメリカのレーガン大統領と個別に会談をする際にアメリカの批准を要請をしたい、こういうふうに答えていらつしやるわけでありませうけれど、アメリカへの働きかけについて、外務大臣のお考えをただしておきたいと思つて、いかがなものでしょうか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 先ほどからお答えを申し上げておきますように、アメリカの参加が好ましいことではございまして、いままでも要請をしておりますが、今後におきまして、サミットその他の場で参加を要請していきたい、このように思つております。

○木島則夫君 ひとつ積極的にそういつたアプローチをしていただきたいと思つております。

国際コーヒー協定の問題について伺います。この有効期間の延長決議は一九七六年の現行協定が本年九月三十日に失効することにより、その有効期間を一年間延長しようとするものである、こういうものでございまして、新協定がつくれずにはどうな形で延長することに至つたわけでありませうけれど、新協定作成の見通しについてはどういふふうにとらえておいでになるか、いかがですか。

○説明員(遠藤実君) 新協定につきましては、従来と同じように輸出割り当てを基本的なメカニズムとすることについては名国の間で特に大きな異議はございませぬ。ただ、この輸出割り当ての実施方法等につきまして、いろいろ交渉が行われているわけではございまして、本年の六月末までに何らかの決定が行われるものと考えております。

○木島則夫君 一九八〇年以降、コーヒー価格が急落したために、一九八〇年一八一年コーヒー

年度において、コーヒー生産国に対する輸出割り当てが発動され、今日に至つては輸出割り当ては今後もしばらく継続されるものかどうか。また、コーヒーの価格の推移の今後の見通しなどについて、これも簡潔で結構ですから、ひとつ答えていただきたい。

○説明員(遠藤実君) コーヒーにつきましては、生産量が增大しているということと、それから先進国の消費低迷等がございまして、世界的に供給過剰という傾向にございまして、したがつて、輸出割り当ては今後もしばらくは継続されるものといふふうには考えております。

なお価格につきましては、大変予測はむずかしい面もございませうけれども、非常に大きな霜害などもありませう。こういったものによる不作が生じない限り、大きな上昇はないものと見込まれております。

○木島則夫君 次は、アジア太平洋郵便条約について。

郵便の分野において国際協力あるいは国際技術協力を進めるといふことは日本として非常に大事な分野であるといふふうに思つて、昨年万国郵便条約を審議した際に、世界に対するわが国の技術協力について言及をしたわけではございませうが、アジア太平洋地域ではいまだどんな貢献をしているのか。たとえば職員交換の実績、あるいはバンコクにある郵便研修センターへの協力など、これも具体的にひとつ御説明をいただきたい。

○説明員(藤田公郎君) ただいま御質問のアジア太平洋という点に限つて申し上げますと、郵便分野での協力は主として研修生の受け入れ、それから専門家の派遣を中心とします技術協力でございます。

若干詳細に数字を申し上げますと、昭和二十九年以降五十五年度末までにアジア太平洋地域から受け入れられた郵便関係の研修員の数が三百二十四名、それからこちらから派遣いたしました日本人の専門家が三十一名ということになっております。その一つの典型的な例として、研修生の受

け入れの点で申し上げますと、国際協力事業団が実施しております集団研修コースというのがございますが、その一つとして郵政幹部セミナーという郵政関係の幹部を教育するセミナーというのが定員十五名でやっておりますが、これは五十七年度は全部アジア・太平洋地域の方に向けてということにいたしております。

それから委員の御質問の第二点のバンコクのセンターに対する協力でございますが、現在日本人の専門家を一名同センターに派遣いたしております、研修のカリキュラムの企画立案、それから郵便業務関係の講義ということを行っております。ちなみに、この専門家の派遣に関連いたしまして五十五年度と同センターに対しまして二千三百万円相当の器材で、これは郵便機械化訓練用器材というものを贈与いたしております。大体こういう実績になっております。

○木島則夫君 やはりアジアの中における日本の立場、それから経済大国としてのそれ相應の協力、こういったものは今後とも積極的に続けていきたいというところで、協定、条約に関する御質問は一応締めおきたいというふうに思っています。

次に、対韓援助の問題について伺いをしておきたいのでありますが、日韓経済協力の話し合いはいよいよ微妙な段階に差しかかったというふうには私は認識をいたしております。韓国側の見解は、資金協力においては輸出銀行や市中銀行の融資を含めならば、融資の条件をODA並みにすることか、また、資金協力とあわせて商品借款が欠かせないものであるという見解のようでございます。これに対する日本側の見解としては、対韓資金協力にはODAの円借款のほかに輸銀とか市銀の融資を併用する、ODAによる商品借款の供与は無理ではないかという両者の見解と私は受け取っております。依然として両者の格差は大きいわけですね。果たして、事務レベル協議で決着がつくものかどうか、あるいはこれが政治決着になる可能性も非常に大きいのではないかと

と私は思うわけでございます。したがって、五月の連休に韓国を訪問して、日韓外相会談で決着を図るといふことになりまして、今月の中旬には日本側の態度の決着がないといけないんじゃないだろうか、こんなふうなふうに思うわけでありまして、見通しについて触れていただきたいと思っておりますが、どんなものでしょうか。

○政府委員(内閣府) すでに二回ばかり実務者協議を開かしていただきまして、プロジェクトについての先方の資料あるいは考え方はかなりわかってきておりました。その後、外交ルートを通じて、韓国側がわが方の考え方を披瀝し、先方からもそれに対する韓国側の考え方の開陳があったわけでございます。依然として、その段階におきましても、ただいま木島委員御指摘のとおり、考え方に隔たりがあるわけでございます。日本側は当然のことながら韓国側の考えよりも割合が少ないうえでございまして、したがって、この調整に仮に五月に外務大臣に御訪韓いただく場合には、時間的に非常にきつくなってきておることには事実でございます。その意味で、果たしてそれまで私どもの準備が整いました外務大臣の御満足いくような御出張になり得るかどうが大変問題でございます。しかしながら、他方から見ますならば、これをいつまでもこのままにしておいてはいけません。これは、日本側にも韓国側にもございまして、際限なく議論をしておるわけにいかないわけで、たとえば五十六年度分だけでも話し合おうというふうな活路も見出し得る余地は決して絶無ではない、そのように考えるならば、五月の外相会談ということも少なくとも理論的には、それはなほだむずかしいと申しながらも、実際的にも可能性はあるのではないかと思われま

す。

○木島則夫君 実務レベルでの詰めがむずかしいものと見られる最大のものは、一つは商品借款だと思えますし、それから資金協力の面で融資条件

の緩和などあるはずでございます。こういった詰めを、今後積極的にしていただくことはもちろんでございますけれども、私はここで申し上げたいことは、日韓の経済協力の底辺にある視点ですね、いわゆる立場、こういったものをもう一度再確認をしていただきたいという意味でこれから申し上げたいと思つて、日韓経済協力を進める視点を忘れていたのだという意味でございます。

それは、地理的にも最も近い国でございます。歴史的にも非常に密接な関係を持っている日韓両国でございます。特に今日までの日本と韓国との間に織りなされた特別な関係を除いて日韓の問題を扱うことはできない。特に、韓国の現政権が新たな民主国家を志向して、あらゆる努力を傾注している状況を私どもは率直に評価をして、日本として可能な限りの協力をなすべきであるという、こういう日韓両国の置かれた特別な視点に立つて、この問題の解決を図ってみたいと思つておるわけでございます。この点についての外務省の御見解を伺いたい。

○国務大臣(樺内義雄君) 木島委員のおっしゃるのとおり、最も近接してある両国のこの関係あるいは過去における歴史の経緯、そういうものを踏まえまして、いま全斗煥大統領のもとに營々と建國に努力をされておるそういうことを考えますと、この韓国における経済の安定が期せられ、民生について向上が図られていくということは、隣国として好ましいことだと思つておる。そういうことから、今回の要請に對しましては、私なりにそういう関係を重視して臨んでまいりましたわけでありまして、特に一昨年来の経済成長率がマイナスになり、困難に直面しておるといふ事情からいたしますと、日本の国際的に示しておる経済協力の基本の方針あるいはそのやり方、そういうものに照らしまして、できるだけ限りの可能な支援を借しなさい、こういうことで、先方の要望につきましては二回にわたる実務者会談で十分意見を徹し、こちらの考え方も申し上げ、その結果が中間回答として、大まかに申し上げて、ODAについてはこの

辺のことを、また採算のとれるプロジェクトにつきましてもは輸銀ではどうかというように、当方としてみても限りの誠意を示してまいりましたわけがあります。それに対してまた韓国側からの率直な要望がされておるわけでございます。これに対する現在検討をしておるといふことで、木島委員のおっしゃるような、長い両国の関係からいたしまして、最終的に日本の従来の方針の中で得る限りのことをしよう、こういうことで努力をしております。また、きょうはこの委員会を終わりますと、前田大使が一時帰国をしておりますので、先方の意向も十分大使から聞き得るものと思つておるわけでございます。

○木島則夫君 確認をさせていただきます。対外経済協力についてはもちろん日本の自主性、そして日本の基本的な姿勢というものを、ベースというものは当然あるはずでございますけれども、そういうものはそれとして踏まえて、日本と韓国との特別な関係というものも配慮をして積極的なアプローチをなさる、こういうふうな受け取つてよろしゅうございませぬ。

○国務大臣(樺内義雄君) この両国の関係からいたしまして、可能な限り積極的な協力を借しなさいという方針でございます。

○木島則夫君 またこの問題は、来週一般調査の時間もございまして、そのときに時間を分けて、そこでもう少しお話を詰めさせていただきますと思つておる。

さて、このところ日米経済摩擦、貿易摩擦あるいは日欧の摩擦など、米欧との間にのみ問題が集中してしまつて、一番足元というか一番身近で一番大事なASEANとの関係が、何かこうかすんでしまつたと言つたとおしかりを受けるかもしれないけれども、ちょっと希薄になつた感じがしないでもないわけでありまして。しかも六月の十七、十八日にはシンガポールでASEAN五カ国と域外六カ国の外相会談が開かれるというこの時点に立ちまして、ひとつ基本的なASEAN関係の問題について外務省の見解をお聞きしておきたいと

思います。

まず、最近の日本とASEANとの経済関係の動向を簡潔に説明してくださいませんか。

○政府委員(木内昭風君) 日本とASEANとの経済関係、経済協力の分野では私も順調に取り運ばれていると思います。ただし、通商の面では、これは何と申しますも世界的な不況の中にASEANも日本もアメリカもヨーロッパもおるわけでございます。その限りにおきまして、日本のASEANからの輸入需要が伸び悩んでおるわけでございます。このことは日本との関係のみならずでございます。したがって、ASEAN諸国の一次産品輸出が低迷し、これがASEAN諸国の財政にもかかりとなってあらわれてきておるわけでございます。これまでASEANがきわめて順調な経済成長を遂げてきたわけでございますが、これは一歩伸び悩み、来年になりますとさらにこのかぎりが増えるのではないかと、うことで、単に日・ASEANという関係のみならず、世界的な枠組みにおいて心配される点でございます。

○木島則夫君 政府開発援助の面では順調に推移しているけれど通商の面で問題があると、それは世界の不況の中で一次産品の輸出に停滞が出てきていると、そしてそれがかけりとなっていて、これは単にASEANの枠の中での問題ではなしに世界的な影響も配慮しなきゃならないと、こういう御趣旨として受け取ったわけでございます。それに対する日本政府の対応ということがこれから問題になると思っております。これは具体的にひとつお示しをいただきたい。どんなものでしょうか。

○政府委員(木内昭風君) ミクロ的にはなかなかむずかしい側面がございます。先般の東京ラウンドにおきまして、エビであるとかイカであるとか、あるいはパームオイル等の熱帯産品に關しましてかなりの関税の引き下げをやったわけでございますが、たとえばバナナやアップルなんかにつきましては沖繩との関係もあるわけでございます。

その観点からかなり一つの壁にぶつかってきておるわけでございます。もちろんパイの倍の問題を除きまして、努力いたすべきところは一層関税障壁あるいは非関税障壁の取り払いに引き続き努力を重ねるべきでございますが、なかなか容易でないという事情があるわけでございます。

それから、貿易の問題でASEAN諸国との間で一番アキマエな関係はタイとの関係でございます。これは構造的な意味合いからいっても慢性的に日本側の出超になっておるわけでございます。本年度の御了承いただきました予算におきましても、タイに貿易研修センターを設けて、タイとの貿易が促進されるよういろいろ努力をいたしておるわけでございますが、恐らく限度があるんじゃないかというところで、決して楽観はいたしておりません。しかしながら、このタイの経済開発に一つの朗報と申しますのは、最近見られます天然ガスの開発でございます。そのようなことで、天然資源等の開発が順調に進むならば、タイもマレーシア、インドネシア同様の見通しが行われるわけでございます。残る問題はフィリピンでございます。フィリピンとのように対応していきましか、恐らくこの点が一番厄介な問題ではないかと思われたいでございます。

○木島則夫君 いまアジア局長がおっしゃるように、タイに対しては確かに出超、それからフィリピンからはバナナとか砂糖とか木材が日本に入ってきておりますけれども、バナナのたとえれば関税を引き下げるとかあるいは量をふやすということになると、国内でつくっているバナナと抵触するとか、いろいろ問題があることも事実のようでございます。しかし、私に思いうんですけれど、このところ日米、日欧の方向に日本の顔が全部向かっていて、門戸も開放しましょう、関税率も引き下げましょう、事務的煩瑣もこれを解消していきましようというお答えがどんどん出ている中で、必ずしもASEANに対するそういういた配慮が行われているかどうか、この辺も不満の存するところではないかと思っております。

なるほど政治状況あるいは経済状況は比較的安定をしてしている。しかし、このままの安定が続くとも思わないという先ほどの状況判断にもかかわらず、思われるわけでありまして、この辺、現在政府が進めておる総合経済対策は欧米向けに何か偏っているように見受けられるけれど、ASEAN諸国にも貿易面での対日不満が有するんじゃないか。有するとすれば、政府はこれにどう対応するかという先ほどのお話の中にも含まれたわけでありまして、これ、なおかつ補足的なことがあればアジア局長から御説明いただきたい。

○政府委員(木内昭風君) 御承知のとおり、日本とASEANの貿易総額は日本の世界貿易総額の八分の一にも達するわけでございます。その限りにおいて改良を要すべき点は多々あるわけでございます。なるほど昨今の日米貿易摩擦あるいは日ECとの陰にひそんで御指摘のようにかすんでおるといふ面もあるわけでございますが、この問題につきましても、六月の中央にシンガポールでのASEAN拡大外相会議に御出席の櫻内大臣と関係国の外務大臣と重要な話し合いのテーマに相なるかと思っております。個別的には、先ほど申し上げましたとおり、できること、できないこと、いろいろあるわけでございますが、より根本的にはやはり世界の経済、景気の立ち直り、日本につきまして申し上げるならば、何とか内需の喚起によりまして対世界、すなわちASEANを含みます諸外国からの輸入需要がふえるということが問題の解決の大きなかぎにつながるとは思いません。

○木島則夫君 時間が余りございませんので、もう少し詰めたのですけれども、事実ASEANはいま自主的にそれぞれの自国において経済社会開発に積極的に取り組んでおります。政府の対ASEAN経済協力方針、世界各国主要国の中で、日本の対ASEANに対する経済協力というものは相当大きな比重を占めていることは私も承知をいたしておりますけれども、この辺について経済協力の方針ですね、どんなものですか。うまくいっているかどうか。

○説明員(藤田公郎君) 御承知のように、わが国の政府開発援助の約七割がアジア、そのうちでもASEAN諸国が三割という趨勢をずっと維持しております。一九八〇年におきましてはこの三割を超えました。昨年一月鈴木総理がASEAN諸国を御訪問になりました際にも、わが国とASEAN諸国との間の経済協力関係というのはいまきわめて円滑に進んでいるということで、名国がらきわめて高い評価を得たというふうに承知いたしております。

○木島則夫君 確かに政府の援助というものは世界各国に比べてやっぱり相当大きな比重を日本が占めている。それは一面から言えば私は当然だろうと思っております。そういう面がありますので、貿易などの面で不満があってもそれをあらわにできないというふうな実情にも置かれておるわけでありまから、この辺にも細かに配慮があつてしかるべきであらうというふうにも考えます。

いまあなたのお話の中に、昨年の一月総理がASEANを歴訪されたときに、経済協力面でのいろいろの約束をされております。ずいぶん多くの約束をされておる。その一体約束をされたことが、ちょうど一年三ヵ月たった現在、どのくらい履行されているか。余り細かいと時間がもうないので、重立ったものについて報告をしてもらいたいです。

○説明員(藤田公郎君) 五カ国を回りました際に、経済協力面での総理のお話は、大きく分けると二つに分かれるのではないかと思います。一つはASEAN全体を対象にしている協力問題でございます。第一は特に鈴木総理が強調されましたASEANの人づくりというプロジェクトを主唱されました。そのためにわが国としてはASEAN五カ国にセンターを設ける。それからわが国にもリエンソンのなセンターをこれは沖繩に設けるといふことでございます。そのためにわが国としては合計で一億ドル程度の無償資金協力及

ているかどうか。御承知のように、わが国の政府開発援助の約七割がアジア、そのうちでもASEAN諸国が三割という趨勢をずっと維持しております。一九八〇年におきましてはこの三割を超えました。昨年一月鈴木総理がASEAN諸国を御訪問になりました際にも、わが国とASEAN諸国との間の経済協力関係というのはいまきわめて円滑に進んでいるということで、名国がらきわめて高い評価を得たというふうに承知いたしております。

び技術協力をを行う、こういう意図表明をなきにま
して、ASEAN諸国からきわめて高い評価を得
たわけでございます。このASEAN人づくり
に關しましては、過去二回、同年の三月及び十月の
二回、五カ国と日本が集まりまして、二回の準備
会議を開きまして、ほぼ五カ国のプロジェクトが
固まっております。現在、国によりましては四回
ぐらゐの調査ミッションが行きまして、各国との
間に細部の詰めを行っている状況でございます。
現在もマレーシアにたしか調査団が行って、向こ
う側との細部打ち合わせをやっておる状況でござ
います。このために五十七年度予算には四億円の
予算を計上していただいております。それからそ
の受け手と申しますか、リエンソンになります沖繩
の国際センターにつきましては、現在県の方でも
いろいろ努力を願っております、本年の予算に
三億五千万円の計上をいただいております。

それからもう一つ、ASEAN全体ということ
でございますが、これは実は昔からございました
ASEANの工業プロジェクトというのがござい
まして、インドネシア、それから続いてマレーシ
アがそれぞれ尿素プラント、尿素の工場をつくる
計画を進めてきたわけですが、インドネシアにつ
きましては若干資金面での不足が出たということ
で、追加の借款を約束されまして、それも交換公
文の締結を了しております。それからマレーシア
に対する尿素プロジェクトにつきましても、本年
の二月交換公文の締結を了しました。これがASE
AN全体ということかと思ひます。それからA
SEAN五カ国それぞれとの間で二カ国間の経済
協力の約束をしておられますが、それは現在まで
昨年度いっぱいですべて交換公文を了したとい
うことで、すべて約束は履行いたしております。

○木島剛夫君 冒頭にも申し上げたように、日米
貿易摩擦あるいは日欧の摩擦、こういった面にい
ま日本の顔が向いてしまつていて、一番近くて一
番大事なASEANの問題、ASEAN関係とい
うことがどうも希薄になつてゐる感を否めない、
こうであつてはいけないんだという意味で、いろ

いろ実情をいま聞いたわけでございます。
何せもう時間が参りましたので、問題点はまた
の一般調査の機会に譲ることにいたしまして、私
の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(稲嶺一郎君) この際、委員の異動につ
いて御報告いたします。
本日、安孫子藤吉君が委員を辞任され、その補
欠として板垣正君が選任されました。

○山田勇君 まず最初、郵便条約についてお尋ね
をいたします。
アジア太平洋郵便条約の締結については私た
ちは異存はありませんが、わが国とアジア諸国と
の郵便物の交換量は、わが国と全世界の交換量の
約三割を占めている今日、これからも一層加盟国
として郵便業務の質の向上、技術協力など積極的
に取り組むべきだと思ひます。具体的にはどの
ような御協力をなさつておられますか、先ほど
来、木島委員の質疑の中でいろんな研修生の交換
その他機械の購入等聞きましたが、将来の展望と
して、今後こういう協力もやりたいという何か夢
があればひとつ協力についてお話をいただきたい
と思ひます。

○説明員(藤田公郎君) お答えいたします。
詳細郵政省の方からお答えがあるかと思ひま
すが、先ほど木島委員の御質問に対してお答え申
上げたところでございますが、郵便関係につ
いてのわが国に対する開発途上国、特にアジア・太
平洋諸国からの要望というのは非常に強いものが
ございまして、先ほど申し上げましたように郵
政幹部の研修、幹部になられる方の、先生の先
生と申しますか、そういう研修面でのわが国の協
力というのを非常に評価いたしております。これ
が第一の点かと思ひます。それからもう一つは先
ほどもお話に出ましたベンコクにございましてセン
ター、これの中核的な役割りを果たす企画面での
専門家の派遣という行動を通じまして、アジア・
太平洋地域における実際の需要——何を必要とし

ているかということの把握を通して、今後のわが
国の郵務面における技術協力の方向づけ等々も考
えていきたいと、こういうふうに考えておりま
す。

○山田勇君 次は、まず第一点でございます
第六次国際協定が締結されることにより、
開発途上にあるはず生産国の経済発展に寄与する
ことになれば、これは大変喜ばしいことと思ひま
す。市場価格は昨年春ごろから下落し、五月、
六月が最低でその後本年二月半ばごろまで最高値
格すれすれで推移し、それが二月の末突然下落し
たということですが、これらの背景を説明をして
いただきたいのと、この協定があつても価格の大
幅な変動は防げないのでしょうか。アメリカは余
剰すずを商業ベースで放出しておりますが、これ
は市況に影響はありませんか。この三点について
お尋ねをいたします。

○説明員(遠藤実君) まず第一点でございます
が、御指摘のような市場価格の推移を見たことは
事実でございます。この二月に最高になつた後に
二月の末に下落をいたしまして、協定の下限価格
まで下落して今日に至つてゐるわけでございます
が、ここで一部の業者が大量の売り出動に入つた
いうふうな話もございまして、しかしこれの背景は
と必ずしもつまびらかにいたしません。しかし基
本的にはやはり以上のような価格変動がございま
しても、なおこの消費が伸びを示していないとい
うことからはきまして、基本的には供給が過剰の
状態にあるというふうに考えられております。

それから第二点でございますが、こういった価
格の変動が協定があつても防げないのである
うかと、こういう御質問かと存じますけれども、
この点につきましては確かにかなり激しい変動で
あつたというふうにも考えますけれども、にもか
かわらず国際協定理事会が決定いたしました最高
価格と最低価格の間で推移してきてゐるわけでご
ざいまして、この協定の存在あるいはその協定の
もとにおきます適切な運営というものがなけれ

ば、恐らく変動幅というのははるかに大きかつた
のではないかと、こういうふうに考えておりま
す。

それから第三点でございますが、戦略備蓄につ
きましては、この協定の中では戦略備蓄、たとえ
ば米国の戦略備蓄等を放出いたします前には、国
際協定理事会と協議を行つてその上で売却する
というプロセスを経ております。したがつ
て、この協定に仮にアメリカが参加しないとい
うことになりまして、そこは国際協定理事会との協
議なしに戦略備蓄を放出するということも可能な
わけでございますけれども、ただ、アメリカの場
合は昨年十月に第六次協定への不参加を決定
いたしました際に、協定に参加しなくても産消
の共通の問題、これについては緊密に理事会とも
協力をしていく、こういう態度を示してござい
まして、したがつて戦略備蓄の売却につきましては過
度の市場混乱を引き起こさないように実施してい
くというふうに表明しております。

○山田勇君 次は、ちょっとコーヒーについてお
尋ねをいたします。
一九八一年九月二十五日に国際コーヒー理事
会決議によつて承認された一九七六年の国際コー
ヒー協定の有効期間の延長の受諾については異存は
ありませんが、輸出割当り当りメカニズムに關する
生産国間の意見の未調整があるため、新協定作成
の交渉がおくれているということのようですが、
どういふ点が未調整なのですか。

○説明員(遠藤実君) 輸出割当り当り基本とする
という点につきましては各国とも異論がないわけ
でございますが、輸出割当り当りを運用する場合の
基本輸出割当り当り量をどういふふうにするか
という問題、それからごく少量の輸出の場合には
ちよつと扱いが特別になつておりますけれども、
これをどういふふうに入算するかという問題
等、輸出国間でその考え方の相違がございま
して、まだその調整が済んでいないという状況で
ございます。

○山田勇君 外務省のこの説明書というものの最後の部分、「国際コーヒ―理事会の運営に係る我が国の分担金拠出については、予算において所要の手当てが行われている」というふうに明記しておりますが、この予算の金額というのほどのぐらいいいものですか。

○説明員(遠藤実君) 五十七年度につきましては二千九百六十万三千円、これが予算上の手当てでございます。

○山田勇君 次は、日韓経済協力問題についてちょっとお尋ねをいたします。

五十六年度から向こう六カ年で円借款十五億ドルと輸銀、市中シンジケートローン二十億ドルの混合借款三十五億ドルを平均金利六％で供給するということを近く外交ルートを通じて韓国に提示し同意を求め、そのために大臣が五月の連休中に訪韓して決着をつけるという内容が新聞に報じられておりますが、政府としてもこの枠で決着を考えておられるのですか。

○政府委員(木内昭胤君) 韓国からは御承知のように六十億ドルの御要請がありまして、これをなるべく安い金利の長期の借款で賄ってほしいと、すなわちODAでやってほしいという御希望があることは御承知のとおりでございます。しかしながら、遺憾ながらこれはともほかの国との均衡から見ても、お話がきわめて唐突であったというところからしても、私どもとしては容易に消化できない側面があるわけでございます。しかしながら、韓国と私どもの関係の重要性にかんがみまして、可能な範囲で御要請におこたえすると、そういう意味では円借款の額もそうけちったものではなく、しかしながら円借款だけではとても賄い切れませんので、輸銀等の資金もあわせて御用立て申し上げる、その全体のパッケージの金利が仮になるべく安いものになれば韓国側としても御納得いただけるんじゃないかという考え方があられるわけでございます。しかしながら、技術的にそう簡単に金利を安くするというわけにもまいりませんので、その面でのような道が可能なか、目下技

術的に調査中であるということで御理解いただきたいと思っております。

○山田勇君 先ほど木島委員の質疑の中で十一プロットのプロジェクトがある、その中で随意わが方がのめるプロジェクトがあれば調査団を派遣し等々で、またそういういろいろなことを検討していくということですから当然三十五億ドル、これは定かじやありませんよ、けれど、その金額に上積みをしていくという幅はあるのですか、今後交渉の過程で。

○政府委員(木内昭胤君) 上積みと申しまして、ちょっとよく私、理解できないのでございませうが……。

○山田勇君 当初六十億ドルに対して外務省筋としては三十五億ドルぐらいというような金額が出ているというようなことが新聞に報じられているわけですが、それでは韓国側はどうい納得いかない、当然それに対する何らかの上積みも乗せていくという気持ちで外務省の方にあるのかないのかということをお聞きしているわけでは。

○政府委員(木内昭胤君) 数字は、結局いろいろなプロジェクトを検討いたしまして、手がけることのできるプロジェクト、それからそうでないプロジェクトもあるわけでございまして、手がけることが非常に至当なものであり、社会経済発展に役立つものであれば、これは取り上げていくというところでございませう。その総額がどのようになるかというのはいくつかのプロジェクトの積み上げによって決まるわけでございまして、もちろん無制限に金額がふくれ得るわけではございませうけれども、すべてプロジェクト次第ということからごらんいただければ、必ず十五でなければいけないとか二十でなければいけないということではなく、増減の幅はあり得るものと考えております。

○山田勇君 連休ということでも国会が休会中ですから当然お休みのところ、大臣も訪韓されている最終的な決着と申しますか、最終の交渉に入られると思うんです。でも、ちょっとここに至ってテンポがふわっと速まってきたということをお考

えてみますと、やはりこれはベルサイユ・サミットまで外務省の方針としては解決をして、手みやげとは言いませんが、総理、外務大臣がサミットに臨むまでこの韓国の借款の問題については解決を図りたいという熱意がテンポを速めているように思われますが、その点いかがですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 昨年就任以来この要望が参つておるわけでございませうが、山田委員も新聞等で御承知だと思っておりますが、私の五月以降の日程が非常に詰まっております。そういうことから、どうも五月の休みがやはり山場だと、こういう判断に第三者的な見地からずつと言われてきておるわけでありませう。またそのことは、確かにその後におきまして行つて話し合ひがすぐ済むものではないのでありますが、若干問題が残つておる外相レベルでも甲乙論じなけりやならぬというようなことになりませうとかなかなかそう簡単ではないというふうなことで、期せずしてこの連休というものが取りざたされるわけでございませうが、現在の状況で申しますと、中間の回答をしてそれに対しての韓国側のさらに要請が来ておる、こういうことでございまして、きょうあたり前田大使が帰つてまいりまして、韓国の主張というものが大使からどの程度報告されますか、それによりまして外務省あるいは財政当局との間で検討いたして、幸い話が順調に進んでいきますならば、それは今度の連休あたりには外相会議を持てるのではないかと、こう思いますが、何かテンポが速まっておりますように見られますが、内容的にはなかなか最後の協議はそう簡単ではないと想像しております。

○山田勇君 アジア局長は大変お人柄のいい方で、交渉に臨んでもニュースなんか見ておりますとにこっと笑つて握手なさつて、なかなか賞賛がございませう。委員会に来るとこわいんですが、一生懸命がんばつて、両国間に本當に納得のいく交渉であり、国民も喜んで、隣国韓国に対する借款を明朗化していく形の中でぜひ交渉を進めていただきたいと思ひます。

最後に、時間もございませうが留學生の問題についてちょっとお尋ねをいたします。

日本国では世界各国から七千人を超える留學生が学んでおりますが、その八割がアジア地域からということですが、どの国からが最も多いのですか。

○説明員(長谷川善一君) 毎年五月一日現在の統計をとっておりますが、現在日本に参つております留學生の中で最も多い地域は台湾でございます。約三千名でございます。

○山田勇君 中国、韓国、台湾からの留學生はその国のトップクラスが多く来ているようですが、東南アジアの諸国では欧米留學が伝統的に多いというところで、留學から帰つた人がその地域でのリーダーとして活躍をしている。したがって東南アジア諸国とわが国との関係もなかなか強まらないとも言われております。東南アジア諸国からわが国へのトップクラスの人々の留學が少ないということは、日本に留學するより欧米に留學する方が帰国後のメリットが高いということになると思ひますが、この点、東南アジア諸国との友好親善を深める意味からも受け入れ体制などの改善の余地はないでしょうか。これは四月五日の読売の「留學生は将来の懸け橋だ」という社説から引用されてもらつておりますし、私いま留學生のいろんなことをさしていただい関係上、特にこういうふうに私も感ずる面があるのでお尋ねをいたします。

○政府委員(橋本恕君) 留學生の受け入れを十分に細心の配慮を払ひましてだんだん整備していくというこの努力と、それからもう一つは、日本に留學された方々がそれぞれの本国にお帰りになつた後、いわゆるアフターケアといひますか、日本政府でありますとか民間も含めまして、日本に留學してよかつたなという結果が生ずるように、こういう方向で今後とも努力してまいりたい、こういうふうにご考へております。

○山田勇君 東南アジアの方は特に学位社会で、博士号なんかを取るとその点非常に向こうでも社

会的な地位が高いのですが、どうも東南アジアの学生は、語学のハンディもありましようが、日本の学生と同じような基準で判定するものですか。なかなかこの博士号というものは取れないということなのですが、何か文部省として特別な学位制度の導入だとか、特別な何かお考えがございませうか。

○説明員(長谷川善一君) 留学生の学位の件でございませうけれども、発展途上国からの学生の中には学位の取得を目的としている者が相当参っております。また学位を取得して帰らなければ本国内で十分に留学が評価されないというような事情にあることは御指摘のとおりでございます。文部省といたしましてもこれは非常に重要な課題であると考えております。

学位のうちでも修士号の取得状況につきまして、毎年留学生の中で三百を超える者が取得しております。特に問題がないわけではございませんけれども、博士号につきましては、特に人文、社会科学などの分野では、日本人学生に対しても授与された学位の数が少ないという状況でございます。戦前から培われてまいりました学位の伝統がございますので、早急の改善というのにはむずかしいわけではございませんけれども、外国人留学生に対しましては言葉の面で不利となるというふうなことがないように、英語で論文作成を認めるとか、留学生の専攻テーマなどにつきまして特に配慮をするというふうな必要性を感じております。そのように大学当局に理解を求めております。こういうふうな努力をさらに重ねてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

先生御指摘の特別な学位の制度の導入という点でございますけれども、この問題は大学院の制度と密接に関連いたしております。現在、文部省の中で学識経験者による調査会を設けて、留学生に対する学位の授与のあり方も含めまして、大学院の諸問題につきまして調査研究を進めておるところでございます。

○山田勇君 これは最後の質問にしたいと思いがすが、話はちよつと別になるかも知れませんが、日本から海外へ留学の際、大学生は、海外で学んでそしてある程度向こうの大学のカリキュラムを消化しますと単位を持って大学へ戻ってきます。そうしますと、二年で留学してもその単位を持って帰ってれば三年へ進級するという制度になっておられます。これもまあ近々のことにやるとそうなんです。私がお尋ねしたいのは高校生のことなんです。これから本当の国際人として、そういう人的な大きな交流というのはやっぱり高校生ぐらいからぜひやっていただきたい。これは次の委員会でも、またおいでいただきたい。いろいろ問題がある点もあるのでお話ししますが、この高校生のことについてきょうちよつとだけお尋ねをいたしたいと思ひます。

○説明員(長谷川善一君) こういうふうな国際化の進展の時代に当たりまして、高校生の時期に外国の学校にある期間生活をするというふうな体験を積むということはきわめて有意義なことではございます。文部省といたしましても、現在主として民間団体の活動によって高校生の交流がなされておるわけでございますけれども、文部省、外務省もそういう活動を各方面から援助をし、協力をいたしておるわけでございます。

先生御指摘の、高校生が海外に留学する場合、その多くの者は休学という形で学校の許可を得て出かけるわけでございます。この生徒が帰国いたしますと、その学年に復帰するということでございます。留學先の学校における教科科目の履修あるいはそれに伴う単位の修得など、そういういた成果を文部省の方で定めております指導要領に基づいて履修あるいは単位修得というぐあいに現在のところは認めることができないわけではございません。現在の制度はそういうわけでございますけれども、後期中等教育、高校段階の教育の多様化あるいは弾力化、そういうことにかかわる問題として文部省としても意識しております。現在行われております中央教育審議会の審議の対象にな

つておる次第でございます。その審議の結果を待つて対処してまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

○委員長(稲嶺一郎君) 以上で質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、千九百八十年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件の採決を行います。

本件に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲嶺一郎君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、第六次国際コリア協定の締結について承認を求めるの件の採決を行います。

本件に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲嶺一郎君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、千九百八十一年九月二十五日に国際コーヒ―理事會決議によつて承認された千九百七十六年の国際コーヒ―協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件の採決を行います。

本件に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲嶺一郎君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、アジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件の採決を行います。

本件に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲嶺一郎君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、四件の審査報告書の作成につきまして、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へあり〕

○委員長(稲嶺一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(稲嶺一郎君) 次に、日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件、日本国政府とパングラデシュ人民共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件、日本国ドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件、国際科学技術博覽會政府代表の設置に関する臨時措置法案、以上、五案件を便宜一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。櫻内外務大臣。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいま議題となりました日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

わが国とスペインは、ともに古い歴史と文化遺産を有する国であり、両国間ではこれまで種々の分野において文化交流が行われてきております。両国政府は、このような文化交流をさらに促進するため文化協定を締結することとし、交渉を行いました結果、昭和五十七年三月五日にマドリッドにおいて、両国政府の代表者との間の協定の署名を行った次第であります。

この協定の規定内容は、戦後わが国が締結した各国との文化協定とほぼ同様であります。

この協定の締結により、両国間の文化關係に基

た、千九百八十一年九月二十五日に国際コーヒ―理事會決議によつて承認された千九百七十六年の国際コーヒ―協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件の採決を行います。

本件に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲嶺一郎君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、千九百八十一年九月二十五日に国際コーヒ―理事會決議によつて承認された千九百七十六年の国際コーヒ―協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件の採決を行います。

本件に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲嶺一郎君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、千九百八十一年九月二十五日に国際コーヒ―理事會決議によつて承認された千九百七十六年の国際コーヒ―協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件の採決を行います。

本件に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲嶺一郎君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、千九百八十一年九月二十五日に国際コーヒ―理事會決議によつて承認された千九百七十六年の国際コーヒ―協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件の採決を行います。

本件に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲嶺一郎君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

本的な枠組が与えられ、スペインとの文化交流が今後一層安定した基礎の上に促進されることを期待されます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求め次第であります。

次に、日本国政府とパングラデシュ人民共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

パングラデシュ人民共和国は、従来からわが国との文化協定の締結に熱意を示してきておりましたが、わが国としても、この熱意にこたえ文化協定の締結交渉を行いました結果、昭和五十七年二月十日にダッカにおいて、両国政府の代表者の間でこの協定の署名を行った次第であります。

この協定の規定内容は、戦後わが国が締結した各国との文化協定とはほぼ同様であります。

この協定の締結により、両国間の文化関係に基本的な枠組が与えられ、パングラデシュ人民共和国との文化交流が今後一層安定した基礎の上に促進されることを期待されます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求め次第であります。

この条約の締結により、わが国とドイツ民主共和国との間の経済交流が安定的な基盤の上に一層促進されるものと期待されます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求め次第であります。

次に、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

昭和四十六年に作成されました千九百七十一年の国際小麦協定は、小麦の市況に関する情報交換等について定める小麦貿易規約と開発途上国に対する食糧援助について定める食糧援助規約から成っており、両規約が昭和五十六年六月三十日に失効することとなっていました。

なお、これらの議定書は、昨年七月一日に発効し、わが国は、現在暫定的に適用しております。

よって、ここに、これらの議定書の締結について御承認を求め次第であります。

最後に国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

ることとなっておりますので、日本万国博覧会及び沖繩海洋博覧会の際における先例と同様国際科学技術博覧会政府代表を臨時措置法により設置し、その任務、給与等について所要の事項を定める必要があります。

また、この政府代表がその任務を円滑に遂行することができるよう、それぞれの関係各省庁の長が、必要な国内的措置をとることが適当でありますので、法案中にその旨を規定することとしました。

さらに、本法案においては、政府代表の俸給月額、代表の任免手続等について定めているほか、本法律案中には附則として博覧会が終了した後、一年の期間を経過しますと失効する旨の規定を設けております。

以上が、この法案の提案理由及びその内容の概要であります。

以上五件につき、何とぞ御審議の上速やかに御承認、御賛同あらんことを希望いたします。

○委員長(稲嶺一郎君) 以上で趣旨説明を終わりました。

四月二日本委員会に左の案件が付託された。

請願者 東京都新宿区中井一ノ四ノ四 金沢正紀 外二万九千三百四十九名

紹介議員 立木 洋君

我々の暮らしは、相次ぐ物価の上昇と増税で大変苦しくなっている。また、軍備の増強、中性子爆弾の製造など戦争への不安がきき立てられている。今、国民が切実に求めているのは物価の抑制、安心できる医療と保健、老後の不安解消、住宅問題の解決、福祉の充実、平和な世界である。

四月八日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月十二日)

一、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一の議定書の締結について承認を求めの件

一、国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

第二四七二号 昭和五十七年三月二十四日受理 核兵器の廃絶、全面的軍縮に関する請願